

投資関連コスト比較調査

(欧州・ロシア・CIS・北アフリカ)

2013年 10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

在欧州・ロシア・CIS・カイロ事務所

海外調査部 欧州ロシアCIS課・中東アフリカ課

ジェトロは2013年10月、欧州・ロシア CIS 地域の27都市（エジプト・カイロ、チュニジア・チュニス、モロッコ・カサブランカを含む）を対象とした投資関連コスト比較調査をまとめた。賃金上昇率は西欧では軒並み低く抑えられているものの、それ以外の国・地域では拡大した。欧州債務危機の影響を強く受けた南欧をはじめとして、財政健全化のため付加価値税（VAT）率の引き上げを実施する国も多くあった。

<賃金上昇率は拡大も西欧との賃金格差は埋まらず>

2012年の名目賃金上昇率は、欧州債務危機の影響を受けて南欧を中心に軒並み低く抑えられ、5%以下にとどまっている。特に若年層の失業問題が深刻なスペインではマイナス0.6%と、雇用をめぐる問題が深刻な状況であることがうかがえる。一方、前年同様に、ロシア・CIS、中・東欧地域では高い伸びがみられた。ウズベキスタン・タシケント（26.5%）、カイロ（20.0%）、ウクライナ・キエフ（14.8%）、ブルガリア・ソフィア（13.3%）、ロシアのモスクワ（12.8%）、サンクトペテルブルク（11.5%）はいずれも2桁の伸びだった。

西欧に比べてロシア・CIS、中・東欧地域の名目賃金上昇率は高いものの、西欧との賃金水準の格差は依然として大きく、おおむね中・東欧、ロシア、CIS、北アフリカの順に賃金水準が下がっている。最近では、ロシアの賃金上昇率の高い伸びにより、モスクワやサンクトペテルブルクの賃金が一部の中・東欧地域の都市を上回っている場合もある。

ワーカー（一般工）の月額賃金（平均）を比較すると、上位に名を連ねる都市は前年度調査とほぼ変わりはない。最も高いのがスイス・ジュネーブの4,942ユーロ、次いでドイツ・デュッセルドルフ3,372ユーロ、オーストリア・ウィーン2,587ユーロだった（図参照）。

一方、賃金が低いのは、カイロの131～219ユーロ、チュニス139～350ユーロ、タシケント275ユーロなどで、EU加盟国ではルーマニア・ブカレストの285～412ユーロが最低だった。

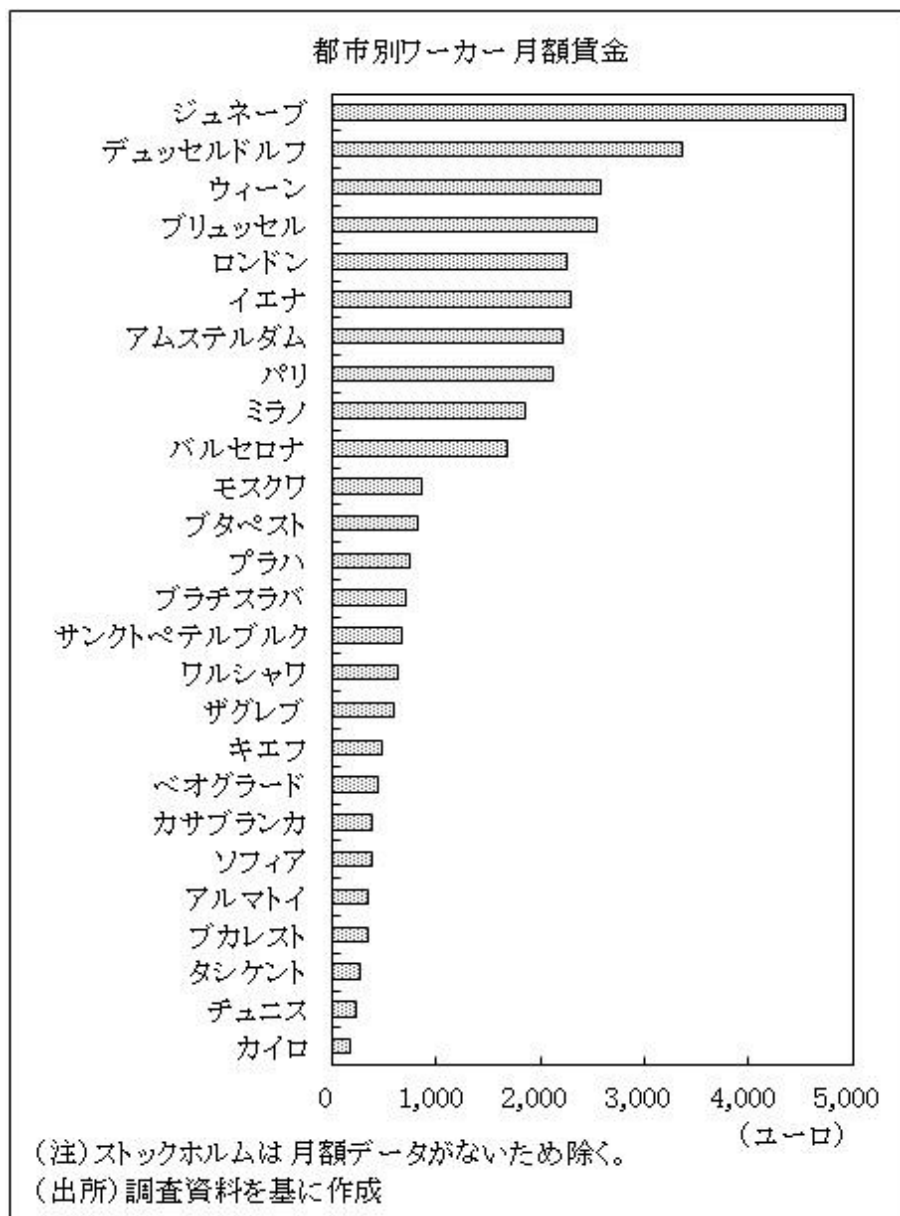
<債務危機の影響が大きい南欧中心に増税相次ぐ>

ここ数年、欧州諸国ではVATの税率引き上げが相次いで実施された。この流れは、欧州債務危機の影響が大きかった南欧を中心に2012年以降も続いている。

ハンガリーは2012年1月に標準税率を25%から27%に引き上げ、スペインは2012年9月から標準税率を18%から21%に、軽減税率を8%から10%に引き上げた。チェコも2013年1月から標準税率、軽減税率ともに1ポイントずつ引き上げ、それぞれ21%、15%となった。また、イタリアも2013年7月に予定されていた標準税率の引き上げを一度は延期したものの、10月に引き上げが実施され21%から22%になった。フランスでは2014年1月1日から標準税率を19.6%から20.0%に、レストランなどの外食料金にかかる軽減税率を7.0%から10.0%へ引き上げる一方、生活必需品の食品などにかかる軽減税率は5.5%から5%に引き下げる予定

だ。

この調査は、在欧州・ロシア・CIS・エジプト・トルコのジェトロ事務所を通じて現地政府機関、関連企業、進出日系企業、現地日系商工会議所などから2013年6～7月時点の情報を収集した結果をまとめた。賃金、税制のほか、土地代、輸送費、公共料金などを調査し、2013年7月1日時点の銀行間レートでドルまたはユーロに換算した。



欧州地域・2013年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。
下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

| | |
|--------------------|----|
| 賃金総括表 | 4 |
| ＜西欧＞ | |
| 1 ベルギー(ブリュッセル) | 5 |
| 2 オランダ(アムステルダム) | 7 |
| 3 フランス(パリ) | 9 |
| 4 イタリア(ミラノ) | 11 |
| 5 スペイン(バルセロナ) | 13 |
| 6 英国(ロンドン) | 15 |
| 7 ドイツ(デュッセルドルフ) | 17 |
| 8 ドイツ(イエナ) | 19 |
| 9 オーストリア(ウィーン) | 21 |
| 10 スイス(ジュネーブ) | 23 |
| 11 スウェーデン(ストックホルム) | 25 |
| ＜中・東欧＞ | |
| 12 チェコ(プラハ) | 27 |
| 13 ハンガリー(ブダペスト) | 29 |
| 14 ポーランド(ワルシャワ) | 31 |
| 15 スロバキア(ブラチスラバ) | 33 |
| ＜南東欧＞ | |
| 16 ルーマニア(ブカレスト) | 35 |
| 17 ブルガリア(ソフィア) | 37 |
| 18 セルビア(ベオグラード) | 39 |
| 19 クロアチア(ザグレブ) | 41 |
| ＜ロシア、CIS諸国＞ | |
| 20 ロシア(モスクワ) | 43 |
| 21 ロシア(サンクトペテルブルク) | 45 |
| 22 ウクライナ(キエフ) | 47 |
| 23 ウズベキスタン(タシケント) | 49 |
| 24 カザフスタン(アルマトイ) | 51 |
| ＜北アフリカ＞ | |
| 25 トルコ(イスタンブール) | 53 |
| 26 エジプト(カイロ) | 55 |
| 26 モロッコ(カサブランカ) | 57 |
| 26 チュニジア(チュニス) | 59 |

賃金(月額)総括表

【 西 欧 】

(単位:ユーロ)

| 国 | ベルギー | オランダ | フランス | イタリア | スペイン | 英国 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------|-------------|--|
| 調査都市 | ブリュッセル | アムステルダム | パリ | ミラノ | バルセロナ | ロンドン |
| 法定最低賃金 | 1,502 | 1,478 | 1,430.22 | 1等級: 1,238.44 7等級: 2,094.48 | 645 | (1)16~17歳 897 (2)18~20歳 1,212 (3)21歳以上 1,520 |
| ワーカー | 2,551 | 2,123~2,333 | 1,980~2,276 | 1,863 | 1,182~2,189 | 2,257 |
| エンジニア | 4,807~4,940 | 3,699~4,065 | 4,109~6,237 | 3,333~4,583 | 2,641~3,727 | 3,982 |
| 中間管理職 | 4,838~7,078 | 4,680~5,143 | 5,219 | 3,750~4,583 | 2,545~6,060 | 5,426 |
| 営業職 | 2,576 | 4,092~4,497 | 2,611~3,494 | 2,917~4,167 | 2,350~3,700 | 3,276 |
| 店舗スタッフ(アパレル) | 2,405 | 1,597 | 1,558~1,981 | n.a. | 1,509 | 1,584 |
| 店舗スタッフ(飲食) | 2,225 | 1,696 | 1,630~2,000 | n.a. | 1,094 | 1,243 |

| 国 | ドイツ | 東部ドイツ | オーストリア | スイス | スウェーデン |
|--------------|----------|-------|--------|-------|---------|
| 調査都市 | デュッセルドルフ | イエナ | ウィーン | ジュネーブ | ストックホルム |
| 法定最低賃金 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. |
| ワーカー | 3,372 | 2,292 | 2,587 | 4,942 | n.a. |
| エンジニア | 4,645 | 3,335 | 3,736 | 6,763 | 4,097 |
| 中間管理職 | 7,635 | 5,715 | 5,444 | 7,133 | 5,317 |
| 営業職 | 4,011 | 2,923 | n.a. | 7,150 | 4,293 |
| 店舗スタッフ(アパレル) | 2,490 | 2,193 | 2,071 | 3,678 | n.a. |
| 店舗スタッフ(飲食) | 1,880 | 1,400 | 1,971 | 3,252 | n.a. |

【 中・東欧 】

| 国 | チェコ | ハンガリー | ポーランド | スロバキア |
|--------------|-------|-------------|-------------|--------|
| 調査都市 | プラハ | ブダペスト | ワルシャワ | ブラチスラバ |
| 法定最低賃金 | 327 | 333 | 369 | 338 |
| ワーカー | 763 | 387 ~ 1,274 | 466~824 | 723 |
| エンジニア | 1,267 | 552 ~ 2,338 | 901~1,389 | 1,084 |
| 中間管理職 | 3,052 | 946 ~ 5,780 | 1,369~2,234 | 1,923 |
| 営業職 | 1,717 | 755 ~ 2,548 | 919~1,521 | n.a. |
| 店舗スタッフ(アパレル) | 644 | 476 | 611~855 | 624 |
| 店舗スタッフ(飲食) | 574 | 396 | 611~855 | 624 |

【 南東欧 】

| 国 | ルーマニア | ブルガリア | セルビア | クロアチア |
|--------------|-------------|-------|-------------|-------|
| 調査都市 | ブカレスト | ソフィア | ベオグラード | ザグレブ |
| 法定最低賃金 | 180 | 159 | 162 | 401 |
| ワーカー | 285~412 | 390 | 352~535 | 609 |
| エンジニア | 524~807 | 779 | 559~1,823 | 875 |
| 中間管理職 | 1,188~1,887 | 1,169 | 1,070~2,431 | 1,296 |
| 営業職 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. |
| 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | 442 | n.a. | 534 |
| 店舗スタッフ(飲食) | 265 | 316 | 268 | 534 |

※法定最低賃金が時給単位で定められている場合、「1日当たり8時間・月当たり20日勤務」を前提に月額換算

【 ロシア・CIS諸国 】

| 国 | ロシア | ロシア | ウクライナ | ウズベキスタン | カザフスタン |
|--------------|-----------|-------------|-------------|---------|---------|
| 調査都市 | モスクワ | サンクトペテルブルク | キエフ | タシケント | アルマトイ |
| 法定最低賃金 | 284 | 194 | 108 | 29 | 94 |
| ワーカー | 810~911 | 523~826 | 344~641 | 275 | 303~404 |
| エンジニア | 608~1,823 | 654~1,032 | 804~1,384 | 403 | 758 |
| 中間管理職 | 608~1,823 | 1,454~3,585 | 1,501~3,423 | 770 | 606~758 |
| 営業職 | 506~1,519 | 1,025~3,432 | 752~1,250 | 367 | 505 |
| 店舗スタッフ(アパレル) | 405~1,418 | 267~547 | 241~588 | 183 | 354 |
| 店舗スタッフ(飲食) | 405~810 | 267~547 | 222~491 | 220 | 303~354 |

【 中東・北アフリカ 】

| 国 | トルコ | エジプト | モロッコ | チュニジア |
|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 調査都市 | イスタンブール | カイロ | カサブランカ | チュニス |
| 法定最低賃金 | 335~408 | n.a. | 210 | 140 |
| ワーカー | 1,745 | 131~219 | 209~585 | 139~350 |
| エンジニア | 1,995~2,593 | 246~1,421 | 585~1,347 | 500~1,000 |
| 中間管理職 | 3,989~5,984 | 393~1,683 | 770~2,522 | 1,000~ |
| 営業職 | 1,995~2,593 | 219~1,137 | n.a. | n.a. |
| 店舗スタッフ(アパレル) | 1,197~1,995 | 131~661 | n.a. | n.a. |
| 店舗スタッフ(飲食) | 1,197~1,995 | 98~ | n.a. | n.a. |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|--|---|---------------------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 3,326 | 2,551 | 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点であり、その金額に2011年、2012年、2013年の名目賃金上昇率(2.3%、3.2%、2.0%)を乗じた増加分を加算。社会保障(雇用者負担分)、残業、変動賞与含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 6,266~6,440 | 4,807~4,940 | 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点であり、その金額に2011年、2012年、2013年の名目賃金上昇率(2.3%、3.2%、2.0%)を乗じた増加分を加算。社会保障(雇用者負担分)、残業、変動賞与含まず。 最少額(4,807ユーロ)は電気工学以外の専門家、最大額(4,940ユーロ)は電気工学エンジニアの場合。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 6,307~9,227 | 4,838~7,078 | 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点であり、その金額に2011年、2012年、2013年の名目賃金上昇率(2.3%、3.2%、2.0%)を乗じた増加分を加算。社会保障(雇用者負担分)、残業、変動賞与含まず。 最少額(4,838ユーロ)は小売・卸売業、最大額(7,078ユーロ)は情報通信技術部門の場合。 |
| | 4.営業職 (月額) | 3,358 | 2,576 | 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点であり、その金額に2011年、2012年、2013年の名目賃金上昇率(2.3%、3.2%、2.0%)を乗じた増加分を加算。社会保障(雇用者負担分)、残業、変動賞与含まず。 実演販売人、訪問販売人、電話/インターネットでの販売人の金額。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 3,135 | 2,405 | 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点であり、その金額に2011年、2012年、2013年の名目賃金上昇率(2.3%、3.2%、2.0%)を乗じた増加分を加算。社会保障(雇用者負担分)、残業、変動賞与含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 2,901 | 2,225 | 出所:ベルギー連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2012年12月10日) フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2010年10月時点であり、その金額に2011年、2012年、2013年の名目賃金上昇率(2.3%、3.2%、2.0%)を乗じた増加分を加算。社会保障(雇用者負担分)、残業、変動賞与含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | 1,958 | 1,502 | 出所:ベルギー連邦雇用省 改定日:2012年12月1日 月額。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 1)二重休暇手当: ホワイトカラーの場合、最大で給与(月額)の92% 2)年末手当: 一般に、最大で給与(月額)の1ヵ月相当 | | 出所:社会保障サイト(www.socialsecurity.be) 二重休暇手当は、主要バカンス期に支給。 年末手当(「13ヵ月目」「クリスマス手当」とも言う)は、産業別の労働協約または個別の労働契約に従って、通常12月末までに支給。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:33.00~34.70% 被雇用者負担率:13.07% ■雇用者負担率の内訳: 年金保険:8.86% 医療保険:6.15% 失業保険:1.46% その他:16.53%(従業員数10人未満)~18.23%(従業員数20人以上) ■被雇用者負担率の内訳: 年金保険:7.50% 医療保険:4.70% 失業保険:0.87% | | 出所:ベルギー企業連盟(FEB)サイト(www.feb.be) (2013年第2四半期の数値) 雇用者負担率は従業員数によって異なる。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2011年→2012年→2013年) | 2011年:2.3% 2012年:3.2% 2013年:2.0% | | 出所:ベルギー国立銀行 2013年は予測値。 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 652~1,245 | 500~955 | 出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の売地(1,001~2,000m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 2.28~6.52 | 1.75~5.00 | 出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の借地(1,001~2,000m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 14~25 | 11~19 | 出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル中心地の事務所(500~1,000m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 880~5,214 | 675~4,000 | 出所:イモウェブ(Immoweb) ウオリュウエ・サン・ピエール地区のアパートメント、2ベッドルーム、VAT非課税。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.96 | 0.74 | 出所:ベルガコム 通話料はピーク時(月~金、8~19時)の場合。 接続料含む。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 137 | 105 | 出所:ベルガコム 「Office&Go - Pro」プラン(PC10台までの接続)の場合。 通信速度は、下り50Mbps、上り6Mbps。 |

| | | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------|------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:5.25~21 1kWh当たり料金:0.25 | 月額基本料:4.03~16 1kWh当たり料金:0.19 | 出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2013年6月時点の「プロフェッショナル(固定料金、1年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:5.25~21 1kWh当たり料金:0.26 | 月額基本料:4.03~16 1kWh当たり料金:0.20 | 出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2013年5月時点の「ペール・プリュス(固定料金、3年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:1.37~2.74 1m3当たり料金:4.34~5.08 | 月額基本料:1.05~2.10 1m3当たり料金:3.33~3.90 | 出所:ブリュッセル水道局(HYDROBRU) 月額基本料は年額を月額換算。VAT(6%)含む。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:5.41~121 1m3当たり料金:0.74~1.02 | 月額基本料:4.15~93 1m3当たり料金:0.57~0.78 | 出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2013年6月時点の「プロフェッショナル(固定料金、1年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。月額基本料には配送料、検針料含む。 ガスの種類:天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,588 (2)4,061 (3)3,161 | (1)1,985 (2)3,115 (3)2,425 | 出所:在ベルギー運送会社 工場立地:ザベンテム 最寄り港:アントワープ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→アントワープ港→工場立地(ザベンテム) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 33.99 | | 出所:ベルギー連邦財務省 基本税率は33%。課税所得が33万2,500ユーロであれば以下のとおりそれぞれの所得について軽減税率が課される。 0~2万5,000ユーロ:24.25% 2万5,000ユーロ超~9万ユーロ:31% 9万ユーロ超~32万2,500ユーロ:34.5% 32万2,500ユーロ超:33% 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%がかけあわされる。また、みなし利息控除制度などあり。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 50 | | 出所:ベルギー連邦財務省 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が8,350ユーロ以下:25% 8,350ユーロ超~1万1,890ユーロ:30% 1万1,890ユーロ超~1万9,810ユーロ:40% 1万9,810ユーロ超~3万6,300ユーロ:45% 3万6,300ユーロ超~:50% その他、各種控除制度などあり。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 21 | | 出所:ベルギー連邦財務省 国税 軽減税率(6%、12%)あり。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | 出所:日本との租税条約(第11条)、同改定議定書(第2条) ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 親子間:5 その他:15 | | 出所:日本との租税条約(第10条)、同改定議定書(第1条) 親子間要件:持株比率25%以上、6ヵ月以上保有していること ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。 |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | 出所:日本との租税条約(第12条) |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|--|--|--|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 2,768~3,041 | 2,123~2,333 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般工の平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞を含む、社会保障雇用者負担分、残業、変動賞含まず。) | |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 4,822~5,299 | 3,699~4,065 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) エンジニアの平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞を含む。社会保障雇用者負担分、残業、変動賞含まず。) | |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 6,101~6,704 | 4,680~5,143 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 中間管理職の平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞を含む。社会保障雇用者負担分、残業、変動賞含まず。) | |
| | 4.営業職 (月額) | 5,334~5,862 | 4,092~4,497 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 営業職の平均年収をもとに計算(2カ月の固定賞を含む。社会保障雇用者負担分、残業、変動賞含まず。) | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 2,082 | 1,597 出所:アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金(変動賞を含む。社会保障雇用者負担分、残業代含まず。) | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 2,211 | 1,696 出所:飲食業労働協約 店舗スタッフの賃金(変動賞を含む。社会保障雇用者負担分、残業代含まず。) | |
| | 6.法定最低賃金 | 1,927 | 1,478 出所:オランダ社会・雇用省 23歳以上の月額 改定日:2013年7月1日 | |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)約2ヵ月相当 | | 出所:最低賃金および最低休暇手当(法第15条) 年収の最低8%を休暇手当として支給することが義務付けられている。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:17.913% 被雇用者負担率:31.15% ■雇用者負担率の内訳: 労働障害保険:5.19% 失業保険:4.46% 医療保険:7.75% その他:0.513% ■被雇用者負担率の内訳: 国民老齢年金保険:17.90% 遺族年金保険:0.60% 特別医療費保険:12.65% | | 出所:オランダ国税庁 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:1.0% 2011年:1.4% 2012年:1.6% | | 出所:オランダ経済政策分析局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 318~602 | 244~462 出所:ヘメントレク・フロンベドライフ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内10カ所の工業団地 不動産譲渡税(6%)含む。 | |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 7.89~13 | 6.05~10 出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市内4カ所の工業団地 2.50ユーロ(月額)のサービス料含む。 | |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 39~60 | 30~46 出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社)から聴取 アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区 5.83ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料含む。 占有面積:250m2 | |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 2,021 | 1,550 出所:不動産会社から聴取 地区名:アムステルフェーン市(日本人駐在員が多いアムステルダム市隣接市) 住宅の種類:コンドミニアム、3LDK 占有面積:95m2 駐車場 税・諸経費の内訳:VAT対象外、光熱費、市税含まず。 | |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.59 | 1.22 出所:KPN 料金算定方法:通話料:1.13ユーロ/3分+接続料:0.09ユーロ/回。 | |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 53 | 41 出所:XS4ALL ADSL2+接続、(下り40Mbps、上り4Mbps)。 | |

| | | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 164 1kWh当たり料金: 0.21~0.25 | 月額基本料: 126 1kWh当たり料金: 0.16~0.19 | 出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量50kW、年間使用電力量5万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 27 1kWh当たり料金: 0.30 | 月額基本料: 21 1kWh当たり料金: 0.23 | 出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量75アンペア、年間使用電力量1万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料: 4.85~91 1m3当たり料金: 1.93 | 月額基本料: 3.72~70 1m3当たり料金: 1.48 | 出所: Waternet(アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる(1.5~600m3/h) 水道税(1m3当たり0.165ユーロ、300m3まで)含む。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: 275 1m3当たり料金: 0.61 | 月額基本料: 211 1m3当たり料金: 0.47 | 出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 月額基本料は40Nm3/h供給能力契約 1m3当たり料金はエネルギー調整税、地域別供給追加料金含む。 ガスの種類: 天然ガス。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1) 2,240 (2) 3,019 (3) 3,689 | (1) 1,718 (2) 2,316 (3) 2,830 | 出所: 在オランダ運送会社 工場立地: アムステルダム 最寄り港: ロッテルダム港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→横浜港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費429ユーロ、THC242ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費143ユーロ、スエズ運河通航費15 ドル、アデン湾通航費52ドル (2) 第3国輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費429ユーロ、THC254ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費160ユーロ、AMS等米国手続経費 109ユーロ (3) 対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(アムステルダム) 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費429ユーロ、THC224ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費298ユーロ、スエズ運河通航費15 ドル、アデン湾通航費52ドル (1)~(3)すべてBAF、CAF含む。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 20, 25 | | 出所: オランダ財務省 課税対象所得額が、20万ユーロ以下: 20%、20万1ユーロ以上: 25%の2段階 受取利子含む。 キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満たせば資本参加免税制度により非課税。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 52 | | 出所: オランダ財務省 2013年1月改正 37%~52%まで 課税所得が1万9,645ユーロ以下: 37% 1万9,646~3万3,363ユーロ: 42% 3万3,364~5万5,991ユーロ: 42% 5万5,992ユーロ以上: 52% 課税所得の第1区分と第2区分は、所 得税と国民社会保険掛金の合計レ ートが適用される。第3区分と第4 区分は所得税だけが対象となる。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 21 | | 出所: オランダ財務省 名称: 付加価値税(BTW) 標準税率: 21%(2012年10月1日改正) 軽減税率: 食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸業用ガス・石油など必需品: 6% 医療、銀行、保険などの特定サービス: 0% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 0 | | 出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第11条) 2012年1月改正 条約上限税率は10%とされている。次の場合に該当する利子は、利子が生じた締約国では免税 とされ、他方の締約国でのみ課税される。 (i) 受益者が締約国政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、締約国政府が所有する機関である 場合 (ii) 利子が(i)によって保証された債権、(i)によって保険の引受けが行われた債権または(i)による 間接融資に係る債権に関して支払われる場合 (iii) 受益者が次のいずれかである場合 (a) 銀行 (b) 保険会社 (c) 証券会社など (iv) 年金基金など ただし、オランダでは利子に対する源泉税課税はなされておらず、実際の税率は引き続き0%である。 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 10 | | 出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第10条) 2012年1月改正 議決権付き株式を10%以上、6か月以上保有する親子会社間: 5% 議決権付き株式を50%以上、6か月以上保有する親子会社間、年金基金: 0% |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 0 | | 出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第12条) 2012年1月改正 オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない。 |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|--|---|---|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 2,581~2,967 | 1,980~2,276 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut annuel, par secteur et catégorie socioprofessionnelle simplifiée" 「製造業工場労働者」。 年額を月額換算。社会保障(雇用者負担分)、残業、変動賞与含まず。 | |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 5,357~8,131 | 4,109~6,237 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle" 社会保障(被雇用者負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 最少額(4,109ユーロ)は環境に関わる技術者、最大額(6,237ユーロ)はエネルギーおよび水の生産・供給に関わる技術者の場合。 | |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 6,804 | 5,219 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut annuel, par secteur et catégorie socioprofessionnelle simplifiée" 社会保障(被雇用者負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 | |
| | 4.営業職 (月額) | 3,404~4,555 | 2,611~3,494 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle" 社会保障(被雇用者負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 最少額(2,611ユーロ)は情報分野の営業職、最大額(3,494ユーロ)は企業・プロを対象とするサービス業(銀行・保険・情報処理を除く)の営業職の場合。 | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 2,031~2,582 | 1,558~1,981 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle" 社会保障(被雇用者負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 2,125~2,607 | 1,630~2,000 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle" 社会保障(被雇用者負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 最少額(1,630ユーロ)は非熟練の場合、最大額(2,000ユーロ)は熟練の場合。 | |
| | 6.法定最低賃金 | a)12.29 b)1,864.45 | a)9.43 b)1,430.22 出所:フランス内閣 法律・行政情報局 改定日:2013年1月1日 a) 日給 b) 月額 (社会保障被雇用者負担含む) | |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 一般的な支給率は基本給(月額)1ヵ月相当 | | 出所:法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2013" |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:40.11% 被雇用者負担率:26.38% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:4.00% 医療保険:13.10% 年金:16.81% その他:6.20% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.40% 医療保険:0.75% 年金:15.37% その他:7.86% | | 出所:法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2013" |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:2.4% 2011年:2.6% 2012年:1.9% | | 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "note de conjoncture" | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 107~172 | 82~132 出所:ベルサイユ ヴァルドワーズ県・イヴリーヌ県商工会議所 工業団地名:チューリップ・スツッド工業団地、ル・ムーラン工業団地(パリから北東に車で約1時間、シャルル・ド・ゴール空港近く) 諸経費含まず。年額を月額換算。 | |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 1.19 | 0.91 出所:ベルサイユ ヴァルドワーズ県・イヴリーヌ県商工会議所 工業団地名:サントウアン・ロモヌ工業団地、コンフラン・サントノリーヌ工業団地(パリから北西に車で約1時間) 諸経費含まず。年額を月額換算。 | |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | ①70 ②52 | ①54 ②40 出所:CBリチャード・エリス(企業向け大手不動産) ①新築・改築 ②中古 地区名:パリ中心、西地区 諸経費含まず。年額を月額換算。 | |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 2,738~3,741 | 2,100~2,870 出所:賃貸物件検索サイト(www.seloger.com) 地区名:パリ16区 住宅の種類:コンドミニアム 占有面積:75~100m2 税・諸経費の内訳:非課税、管理費含む。 | |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.38 | 1.06 出所:オレンジ(通信サービス大手) 料金算定方法:0.10ユーロ(最初にかかる料金)+0.32ユーロ(1分当たり通話料)×3 | |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 89 | 68 出所:オレンジ(通信サービス大手) 料金算定方法:回線使用料、モデムレンタル料、フランス国内(本土)への通話料、20Mまで(ADSL)。 | |

| | | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:65 1kWh当たり料金:0.13 | 月額基本料:50 1kWh当たり料金:0.10 | 出所:フランス電力公社(EDF) 出力:36kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.18 | 月額基本料:8.32 1kWh当たり料金:0.14 | 出所:フランス電力公社(EDF) 出力:6kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:2.33 1m3当たり料金:4.05 | 月額基本料:1.79 1m3当たり料金:3.11 | 出所:パリ水道公社 月額基本料、1m3当たり料金ともにVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:777 1m3当たり料金: 0.65~0.93 | 月額基本料:596 1m3当たり料金: 0.50~0.71 | 出所:GDFスエズ 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年間消費量に応じ基本料金が異なる。 年額を月額換算。 天然ガス。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,532 (2)2,332 (3)3,133 | (1)1,942 (2)1,789 (3)2,403 | 出所:日本通運フランス 工場立地:パリ近郊 最寄り港:ルアーブル港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊~ルアーブル港):600ユーロ 海上輸送費(1)1,750ドル(2)1,550ドル(3)2,350ドル (1)対日輸出:工場立地(パリ近郊)→ルアーブル港→横浜港 THC、BAF、CAF含む、その他手数料含まず。 海上輸送費VAT非課税。 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず。 契約内容によってはVATの支払いが生じる。 (2)第3国輸出:工場立地(パリ近郊)→ルアーブル港→ニューヨーク港 THC、BAF、CAF等手数料含まず。 海上輸送費VAT非課税。 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず。 契約内容によってはVATの支払いが生じる。 (3)対日輸入:横浜港→ルアーブル港→工場立地(パリ近郊) BAF、CAF含む、THCその他手数料含まず。 VAT(19.6%)含まず。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 33.3 | | 出所:一般税法典(219条) 売上高が763万ユーロに満たない中小企業には3万8,120ユーロを上限に15%の優遇税率を適用。キャピタルゲイン含む。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 45 | | 出所:一般税法典(197条) 0、5.5、14、30、41、45%の6段階 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 19.6 | | 出所:一般税法典(278条、279条、281条) 軽減税率: 絵画、農産品(食用除く)、一部のサービスなど:7% 食品、身体障害者用機器など:5.5% 一部の医薬品、血液製剤など:2.1% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | 出所:日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 10 | | 出所:日本との租税条約(第10条) |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 0 | | 出所:日本との租税条約(第12条) |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|---|--|--------------------------------|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 2,429 | 1,863 | 出所: イタリア国家統計局(ISTAT) 2011年暫定値に名目賃金上昇率を掛けて換算。 基本給、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 4,345~5,974 | 3,333~4,583 | 出所: Michael Page (Salary Survey 2013) ※設計エンジニア(経験15年程度/年間売上高1億5,000万ユーロ未満)の最低額と最高額。 ※年間(グロス)を月額換算。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 4,889~5,974 | 3,750~4,583 | 出所: Michael Page (Salary Survey 2013) ※製造管理者(経験10~20年程度/従業員数200名以下)の最低額と最高額。 ※年間(グロス)を月額換算。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | 3,803~5,432 | 2,917~4,167 | 出所: Michael Page (Salary Survey 2013) ※大口取担当マネージャー(経験3~5年程度)の最低額と最高額。 ※年間(グロス)を月額換算額。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | n.a. | n.a. | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | n.a. | n.a. | |
| | 6.法定最低賃金 | 1等級: 1,614.44 7等級: 2,730.39 | 1等級: 1,238.44 7等級: 2,094.48 | 出所: 全国労働協約 機械金属部門(大企業)の場合 全国労働協約において、1等級は職業的知を必要としない単純肉体労働を行う労働者、7等級は一定の範囲において裁量権・決定権限を持ち、長期にわたる職務遂行により身につけた経験により生産部門の調整を行える労働者と規定されている。 改定日: 2013年1月1日 月額。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)の1ヵ月相当 | | 出所: 全国労働協約 ※13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている(即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給)。 ※企業によっては14ヵ月目給与を支給、業績などに応じて加算を行う場合もある。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率: 26.96~32.08% 被雇用者負担率: 9.19~9.49% ■雇用者負担率の内訳: 年金基金: 23.81% 健康保険: 2.22% 出産保険: 0.46% 失業保険: 1.61% 退職金基金: 0.2%もしくは0.4% 家族手当基金: 0.68% その他: 0~3.1% | | 出所: イタリア社会保障機構(INPS) ※一般製造業の場合。 ただし、企業規模や職種によって異なる。 そのため、雇用者負担率と雇用者負担率の内訳の合計は一致しない。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年: 2.1% 2011年: 1.8% 2012年: 1.5% | | 出所: イタリア国家統計局(ISTAT) | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 326 | 250 | 出所: 仲介事業者連盟(FIMAA) FIMAA登録物件(平均値) 場所: ミラノ県内 税・諸経費含まず。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | n.a. | n.a. | |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 33 | 25 | 出所: 仲介事業者連盟(FIMAA) FIMAA登録物件(平均値) ミラノ市内(歴史的な中心街立地登録物件) 200~500m ² 税・諸経費含まず。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 1,564~3,803 | 1,200~2,917 | 出所: 現地不動産事業者 ミラノ市西部 コンドミニアム、65~200m ² 共益費含む。 駐車場付き。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 固定電話向け: 3.35 携帯電話向け: 3.94 | 固定電話向け: 2.57 携帯電話向け: 3.02 | 出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン、固定電話からの国際電話通話料金(割引適用のない料金) |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 月額基本料: 63 | 月額基本料: 48 | 出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン「Super Internet Tuttocompreso」(ADSL20M)より。 下り20Mbps、上り1Mbps。 |

| | | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------|------------------------------|--|--|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 128 月額基本料(契約kW当たり): 4.72 1kWh当たり料金: 0.09 1kWh当たり税: 0.0163 | 月額基本料: 98 月額基本料(契約kW当たり): 3.62 1kWh当たり料金: 0.07 1kWh当たり税: 0.0125 | 出所: a2a ミラノ近郊、中圧電力 月間消費電力4GWh以上8GWh未満の場合。 月額基本料は年額を月割。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 2.58 月額基本料(契約kW当たり): 0.69 1kWh当たり料金: 0.27 1kWh当たり税: 0.0296 | 月額基本料: 1.98 月額基本料(契約kW当たり): 0.53 1kWh当たり料金: 0.21 1kWh当たり税: 0.0227 | 出所: a2a ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要 月間消費電力151kW以上~220kW未満の場合 月額基本料は年額を月割。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.58 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.21 | 出所: Amiacque 料金算定方法:ミラノ県内地域別料金の平均、上下水道使用料込み。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: 9.44 1m3当たり料金: 0.72 1m3当たり税: 0.242 | 月額基本料: 7.24 1m3当たり料金: 0.55 1m3当たり税: 0.186 | 出所: a2a ミラノ近郊、年間100万m ³ 以上使用 一部地域には物品税の軽減税率(0.150%)が適用される。 一部業種にはVAT軽減税率(10%)が適用される。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)1,787~2,117 (2)2,987~3,316 (3)3,087~3,717 | (1)1,371~1,624 (2)2,291~2,544 (3)2,368~2,851 | 出所: 日系フォワーダー 工場立地: ミラノ 最寄り港: ジェノヴァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(ミラノ)→ジェノヴァ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(ミラノ)→ジェノヴァ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ジェノヴァ港→工場名(ミラノ) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 27.5 | | 出所: 統一所得税法大統領令(1986年12月22日第917号) を2008年予算法にて修正。 ※ほかに地方税として、州事業税があるが、税率は州および業種により異なる。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 43 | | 出所: 統一所得税法・大統領令(1986年12月22日第917号) 23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上) |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 21 | | 出所: 大統領令1972年10月26日第633号を法律2012年12月24日第228号にて 2013年10月から22%に改定。 名称: IVA (Imposta sul Valore Aggiunto) 軽減税率: 食料品など特定商品・サービスについては、4%、10%の軽減税率あり。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | 出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 10, 15 | | 出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号第10条) ※受取人が送金人の議決行使株式の25%以上を6ヵ月保有している場合: 10%、 それ以外の場合: 15% |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | 出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号第12条) |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|---|--|---|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 1,541~2,854 | 1,182~2,189 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額(1,182ユーロ)は小企業で難易度の低い工程に従事する労働者、最大額(2,189ユーロ)は大企業で難易度の高い工程に従事する労働者の場合。 | |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 3,443~4,859 | 2,641~3,727 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額(2,641ユーロ)は年商6,000万ユーロ以下、最大額(3,727ユーロ)は年商6,000万ユーロ超の企業の場合。 | |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 3,318~7,900 | 2,545~6,060 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額(2,545ユーロ)は大企業の経理部門(コスト管理)、最大額(6,060ユーロ)は大企業の監査部門の場合。 | |
| | 4.営業職(月額) | 3,063~4,823 | 2,350~3,700 出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 最少額(2,350ユーロ)は年商6,000万ユーロ以下、最大額(3,700ユーロ)は年商6,000万ユーロ超の企業の場合。 | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 1,967 | 1,509 出所:スペイン国家統計局(INE) 業種別賃金統計。 小売業[自動車ディーラー除く]の全国平均。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 1,426 | 1,094 出所:スペイン国家統計局(INE) 業種別賃金統計。 飲食業の全国平均。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 年額を月額換算。 | |
| | 6.法定最低賃金 | 841 | 645 出所:勅令1717/2012(2012年12月28日付) 改定日:2013年1月1日 月額(年額は給与12ヵ月分+賞与2ヵ月相当が前提であるため、9,034ユーロ) | |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 通常、給与(月額)2ヵ月相当 | | 一般的には、年俸額(給与12ヵ月+賞与2ヵ月相当)を14ヵ月等分に分け、7月と12月の2回に分けて支給。 その他、労働協約(Convenio Colectivo)に基づき、12~16ヵ月等分する企業もある。 ただし、営業などでは、売上高実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給)を採用する場合もある。 |
| | 8.社会保険負担率 | 事業主負担率:29.90% 従業員(本人)負担率:6.35% ■事業主負担率の内訳: 医療保険・年金:23.60% 失業保険:5.50% 職業訓練:0.60% 倒産保険:0.20% | | 出所:スペイン雇用・社会保障省令2013年1月29日付(ESS/56/2013) 被雇用者の職種に応じた基本額(2013年は753~3,425.7ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出 労災保険率は業種により異なる(0.90~7.15%) 2010年12月より日本との二国間社会保障協定が発効 発効後は、駐在期間が5年以内の場合、派遣労働許可を取得し、日本の年金制度とスペインの労災保険のみの加入で済む。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:0.4% 2011年:1.2% 2012年:△0.6% | | 出所:スペイン国家統計局(INE) 労働賃金統計 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 909 | 697 出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2012年) | |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 4.09 | 3.14 出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2012年) | |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 13~23 | 10~18 出所:CBリチャードエリス バルセロナ市内および周辺近郊 | |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 1,825~3,259 | 1,400~2,500 出所:不動産仲介ポータルサイトIdealista.com 地区名:サリア地区マンション、80㎡以上、駐車場付き。 家具付き物件あり。 共益費は物件により異なる。 契約時に1~2ヵ月相当の敷金。 | |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 3.21 | 2.46 出所:テレフォニカ 料金算定方法:基本料金(0.311ユーロ)+日本向け1分当たりの通話料(0.7163ユーロ)×3 | |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 64 | 49 出所:テレフォニカ 月額定額 最高通信速度10Mbps 回線開設料:46ユーロ | |

| | | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:32.95 1kWh当たり料金: 0.01 | 月額基本料:25.27 1kWh当たり料金: 0.005 | 出所:エンデサ 2008年7月より自由化。 契約電圧36.0~72.5kV、消費電力1,000kWhの場合の平均的な料金。 料金は使用料によって異なる。 特別税(4.864%、内税)含む。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:3.02 1kWh当たり料金: 0.23 | 月額基本料:2.32 1kWh当たり料金: 0.18 | 出所:スペイン産業・エネルギー・観光省 料金は使用量によって異なる。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.88~ | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.44~ | 出所:アイグアス・デ・バルセロナ 月額基本料は供給力や汚染率によって異なる。 汚染率に応じて上下水道税が上乗せされるため、上限価格設定はない。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:0.16 1m3当たり料金: 0.05 | 月額基本料:0.12 1m3当たり料金: 0.04 | 出所:ガス・ナトゥラル 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)1,853 (2)2,730 (3)3,456 | (1)1,421 (2)2,094 (3)2,651 | 出所:運輸会社 工場立地:バルセロナ 最寄り港:バルセロナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→バルセロナ港→工場(バルセロナ周辺近郊) (1)国内輸送費(350ユーロ)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) (2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル+BAF含む) (3)国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) (注)2012年7月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港湾経費、テナポラルサーチャージを除く輸送費のみ。 スエズ運河サーチャージ、アデン湾海賊対策費は船会社により異なる。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 30 | | 出所:法35/2006、勅令20/2011 全ての法人所得が課税対象 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含むが、スペイン所在の持株会社(Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子会社からの受取配当金ならびにキャピタルゲインは、法人税課税対象外となる。 (日本本社へこれらの再配当を実施した場合は、日本への配当源泉税免除が適用される) 中小・零細企業向け軽減税率あり:25%、20% 25%:前年度の純売上高が1,000万ユーロ未満の中小企業について、課税対象額30万ユーロまで適用。 20%:2009年からの特別減税として、前年度の純売上高が500万ユーロ未満、従業員25人未満の零細企業で、新規雇用創出・雇用維持に貢献した場合、課税対象額30万ユーロまで適用。 但し、上記の中小企業向け軽減法人税は、グループ企業については連結の売上高が考慮されるため、外資系企業のスペイン子会社の場合は適用外となる場合が多い。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 52 | | 出所:勅令20/2011 最低24.75%から最高52%までの7段階(24.75、30、40、47、49、51、52)の累進税制 キャピタルゲイン所得の税率は、21、25、27%。各種控除あり なお、自治州には部分的に税率を独自に設定できる権限があり、現在の最高税率は51.9%~56%と州により異なる。 外資系企業の駐在員は、当初6年間まで個人所得税を非居住者扱いとして申告することが可能。その際の税率は、非居住者向け一般税率24.75%。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 21 | | 出所:法37/1992、法26/2009、勅令20/2011、勅令20/2012 軽減税率10%:アルコール・清涼飲料を除く食品、飼料、医薬品など 超軽減税率4%:パン、小麦、ミルク、チーズ、書籍、特定の薬品などに適用 (2012年9月1日より引き上げ) |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | 出所:日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 15 | | 出所:法43/1995、日本との租税条約(第10条) 持株会社が海外子会社からの受配金を再配当した場合(非課税扱い):0% 当該子会社には25%以上出資の上、保有期間6ヵ月以上の場合:10% 上記を満たさない場合:15% |
| 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | 出所:日本との租税条約(第12条) | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ポンド | 備考 | |
|----------------------------------|---|---|---|---|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 2,943 | 2,257 | 1,933 | 出所:英国国民統計局「2012 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俵を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 5,192 | 3,982 | 3,410 | 出所:英国国民統計局「2012 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俵を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 7,074 | 5,426 | 4,646 | 出所:英国国民統計局「2012 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俵を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 4,271 | 3,276 | 2,805 | 出所:英国国民統計局「2012 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俵を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 2,065 | 1,584 | 1,356 | 出所:英国国民統計局「2012 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俵を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 1,620 | 1,243 | 1,064 | 出所:英国国民統計局「2012 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年俵を月額換算。 基本給、残業代、賞与、各種手当を含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | <時給> (1)5.66 (2)7.66 (3)9.61 <月給> (1)1169 (2)1580 (3)1982 | <時給> (1)4.34 (2)5.87 (3)7.37 <月給> (1)897 (2)1,212 (3)1,520 | <時給> (1)3.72 (2)5.03 (3)6.31 <月給> (1)768 (2)1,038 (3)1,302 | 出所:英国ビジネス・イノベーション・職業技能省 改定日:2013年10月1日 (1)16~17歳 (2)18~20歳 (3)21歳以上 (1)~(3) 上記年齢別時給を月給換算(法定週上限労働時間48時間×4.3週)(4.3週=52週/12ヵ月)。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 賞与として年俵の6.0%相当(平均)が支給されている | | | 出所:英国国民統計局「2012 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 調査対象全従業員の平均年俵と平均賞与から算出。 賞与額について一般的な定義はない。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:13.8% 被雇用者負担率:12% 雇用者負担率および被雇用者負担率の内訳:失業保険、医療保険、年金などを一括した社会保障制度となっており、負担率の詳細内訳は非公表 | | | 出所:英国歳入関税庁 雇用者負担率について: 「第一種保険料 Secondary(Employers' secondary Class 1)」:週149ポンド以上の賃金に対して13.8%負担。 「第一種A保険料(Class 1A)」:雇用者が提供する一定の現物給付(例、社用車、医療保険等)に対して13.8%負担。 被雇用者負担率について: 「第一種保険料 Primary(Employees' primary Class 1)」:週149~797ポンドまでの賃金に対して12%負担、週797ポンドを超える部分の賃金に対してはさらに2%負担 2013年4月より、雇用主は給与支払いの際に、源泉徴収の詳細を英国歳入関税庁に通知することが義務付けられる。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:2.32% 2011年:2.44% 2012年:1.42% | | | 出所:英国国民統計局 「Seasonally Adjusted Average Weekly Earnings」 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 122~216 | 93~166 | 80~142 | 出所:Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名:ミルトンキーンズ 上記工業団地内の場所や使用目的に応じて左記のとおり購入価格に幅が出る。 諸経費含まず。VAT非課税。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 6.43~15 | 4.93~11 | 4.22~9.84 | 出所:Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名:ミルトンキーンズ 最低額:Kiln Farm、最高額:Kingston(共に上記工業団地内の場所) 年額を月額換算。VAT非課税。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 120 | 92 | 78 | 出所:CB リチャード・エリス「Global Office MarketView」 地区名:ロンドン(シティ) 税、管理費含む。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,578~3,882 | 2,744~2,978 | 2,350~2,550 | 出所:JAC Strattons(ジェイエイス・ストラットンズ) 地区名:ロンドン(アクトン) 住宅の種類:ハウスタイプ(3ベッドルーム) 占有面積:120m2~150m2 税・諸経費の内訳:税、諸経費(「契約書手数料」)£100+VAT=£120、カウンシルタックス、借上料の敷金4~6週間相当などは含まず。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.21(昼間) 0.14(夜間) | 0.16(昼間) 0.11(夜間) | 0.14(昼間) 0.09(夜間) | 出所:BT 別途接続料金が0.17ポンド。 月額6.60ポンドで600分まで通話無料のプランあり(600分以上は2.7ペンス/分)。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 20~26 | 15~20 | 13~17 | 出所:BT FTTC、もしくはFTTP 下り最大80Mbps 同一サービスプランであっても地域差あり。 ルーター設置費用は1台目のPCが119ポンド、2台目以降は42ポンド/台。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ポンド | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|---|----------------------------------|--|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:n.a 1kWh当たり料金: 0.12 | 月額基本料:n.a 1kWh当たり料金: 0.09 | 月額基本料:n.a 1kWh当たり料金: 0.08 | 出所:英国エネルギー・気候変動省(DECC) 料金算定方法:製造業600社における2013年第1四半期の平均。 気候変動税、VAT含まず。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:8.02 1kWh当たり料金: 0.21 | 月額基本料:6.15 1kWh当たり料金: 0.16 | 月額基本料:5.27 1kWh当たり料金: 0.14 | 出所:ブリティッシュガス ロンドン中心部。 料金算定方法:月額基本料の31日分相当。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:7.48 1m3当たり料金: 3.03 | 月額基本料:5.73 1m3当たり料金: 2.32 | 月額基本料:4.91 1m3当たり料金: 1.99 | 出所:テムズウォーター、OFWAT 月額基本料はパイプ径が15mm以下の料金。 料金算定方法:1m3当たりの料金内訳は上水道が1.28ポンド、下水道が0.70ポンド。 上水道はVAT課税(20%)、下水道はVAT非課税。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | n.a | n.a | n.a | |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,629 (2)3,330 (3)3,512 | (1)2,017 (2)2,554 (3)2,694 | (1)1,727 (2)2,187 (3)2,307 | 出所:英国・日本通運 工場名(都市名):ミルトン・キーンズ 最寄り港:サザンプトン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ミルトン・キーンズ(都市名)→最寄り港(サザンプトン港)→横浜港 (2)第3国輸出:ミルトン・キーンズ(都市名)→最寄り港(サザンプトン港)→第3国仕向け港 (ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(サザンプトン港)→ミルトン・キーンズ(都市名) 海上保険料・通関諸費用含まず。 横浜港、またニューヨーク港に到着後の荷降ろし費などは別途発生する。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.6568ポンド、1ユーロ=0.8563ポンド (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 20、23 | | | 出所:英国歳入関税庁 施行日:2013年4月1日 年間利益額: 0~30万ポンド 20% 30万~150万ポンド 23%(ただし課税対象利益額に応じて控除が受けられる) 150万ポンド~ 23%(一律) |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 45 | | | 出所:英国歳入関税庁 所得の性質により税率は異なる 利子所得:10~45% 配当所得:10~37.5% 非留保所得(給与所得など上記以外のその他の所得):20~45% |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 20 | | | 出所:英国歳入関税庁 施行日:2011年1月4日 軽減税率: 5%(家庭用燃料や電気料金、公認の省エネ商品、衛生用品等) 0%(ケータリングでの食事や暖かい持ち帰り食品、酒類、菓子や飲料、書籍、子供衣服、交通機関など) VAT非課税:教育、金融、保険など。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | | 出所:日本との租税条約第11条 一定の主体(政府、中央銀行、年金基金、一定の金融機関等)が受け取る利子取得については源泉地国免税 2006年に発行した日本との租税条約の改正について基本合意に至る(2013年3月21日発表) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 10 | | | 出所:日本との租税条約第10条 親子会社間配当:免除(持株割合50%以上で一定の要件を満たすもの)、5%(持株割合10%以上50%未満で一定の条件を満たすもの) 上記以外の一般配当:10% 2006年に発行した日本との租税条約の改正について基本合意に至る(2013年3月21日発表) |
| 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 0 | | | 出所:日本との租税条約第12条 使用料については、一律源泉地国免税 2006年に発行した日本との租税条約の改正について基本合意に至る(2013年3月21日発表) | |

ドイツ(調査都市:デュッセルドルフ)

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|--|--|--------------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 4,396 | 3,372 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 6,055 | 4,645 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 9,953 | 7,635 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 5,229 | 4,011 | 出所:日刊紙「FOCUS」2012年12月10日付「Gehaltsreport」 月額。賞与含まない平均賃金。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 3,246 | 2,490 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 2,451 | 1,880 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | - | | 出所:ドイツ連邦統計局 法定最低賃金制度はない。業種により団体協約最低賃金が定められていることがある(2013年5月までに団体協約で合意された西部ドイツの最低賃金は8.19~13.70ユーロ/時。) |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)の10~110%相当 | | 出所:ハンス・ベックラー財団経済社会科学研究所 業種、技能レベルなどによって異なる。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:20.595% 被雇用者負担率:20.175% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 年金:9.45% 介護保険:1.025% 労災保険:1.32% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:8.2% 年金:9.45% 介護保険:1.025% | | 出所:deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)および労働保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる。 年金改定日:2013年1月1日。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:2.7% 2011年:3.3% 2012年:2.5% | | 出所:ドイツ連邦統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 196 | 150 | 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名:デューダーシュテッター通りの工業団地 税・諸経費の内訳:土地取得税は賃料の5.0%、仲介手数料は購入価格の3.0%~5.0%(交渉可、VAT含まず)、公証手続き1.0%~1.5%。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 6.52~7.17 | 5.00~5.50 | 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名:ラート工業団地 税・諸経費の内訳:敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は借賃料の3~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 10~16 | 8.00~12 | 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 地区名:ラート工業団地 占有面積: 税・諸経費の内訳:敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は賃料の3.5~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 1,499~2,190 | 1,150~1,680 | 出所:不動産会社「ホーム・カンパニー」 地区名:レーリック、オーバーカッセル、メアブッシュ、カイザーズウェートの平均的な価格 住宅の種類:アパート 占有面積:100~110m2 税・諸経費の内訳:敷金として借上料2~3ヵ月相当、仲介手数料は契約期間によって異なる(最大2.38ヵ月)。 電気・暖房費など雑費含む、家具、バルコニー付き。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.09 | 0.07 | 出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト) 料金算定方法:0.0235ユーロ/分×3分 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 加入料:91 月額利用料:69 | 加入料:70 月額利用料:53 | 出所:ドイツテレコム 料金算定方法: インターネット常時接続で最もシンプルな契約「ビジネスベーシックコンプライト」 下り6Mbps/上り0.576Mbps |

ドイツ(調査都市:デュッセルドルフ)

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------|-------------------------------|----------------------------------|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:12 1kWh当たり料金:0.33 | 月額基本料:8.93 1kWh当たり料金:0.25 出所:デュッセルドルフ現業公社 年間契約料107.1ユーロを月額換算。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:7.50 1kWh当たり料金:0.34 | 月額基本料:5.75 1kWh当たり料金:0.26 出所:デュッセルドルフ現業公社 年間契約料69.02ユーロを月額換算。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:8.72 1m3当たり料金:2.23 | 月額基本料:6.69 1m3当たり料金:1.71 出所:デュッセルドルフ現業公社 年間契約料80.25ユーロを月額換算。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:18 1m3当たり料金:0.77 | 月額基本料:14 1m3当たり料金:0.59 出所:デュッセルドルフ現業公社 年間契約料166.60ユーロを月額換算。 1kWh当たり0.0588ユーロを1m3当たりに換算(換算係数10.029)。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,404 (2)2,704 (3)3,204 | (1)1,844 (2)2,074 (3)2,458 出所:日系物流会社 工場立地:デュッセルドルフ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ロッテルダム港→工場立地(デュッセルドルフ) 注:コンテナ取扱料金(THC)含む。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 15 | 出所:ドイツ連邦財務省 国税 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 45 | 出所:ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。年収8,130ユーロ(配偶者なし)、1万6,260ユーロ以下(配偶者有)は控除。2014年1月より控除対象の年収上限額を8,354ユーロ、1万6,708ユーロ(配偶者有)に引き上げる。最高税率45%は年収25万731ユーロ以上、50万1,462ユーロ(配偶者有)以上の部分に適用。別途、連帯付加税5.5%、教会税9%が加算される。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 19 | 出所:ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍など:7% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | 出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 15 | 出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第10条) |
| | 27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%) | 10 | 出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第12条) |

ドイツ(調査都市:イエナ)

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|--|--|--------------------|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 2,988 | 2,292 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 4,348 | 3,335 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 7,450 | 5,715 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 3,810 | 2,923 | 出所:日刊紙「FOCUS」2012年12月10日付「Gehaltsreport」月額。賞与含まない平均賃金。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 2,859 | 2,193 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 1,825 | 1,400 | 出所:ドイツ連邦統計局 2013年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金。基本給・賞与のみ。 社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | — | | 出所:ドイツ連邦統計局 法定最低賃金制度はない。業種により団体協約最低賃金が定められていることがある。 (2013年5月までに団体協約で合意された東部ドイツの最低賃金は7.00~12.81ユーロ/時。) |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 休暇手当:給与(月額)の約25~110% クリスマス手当:給与(月額)の約20~110% | | 出所:ハンス・ベックラー財団経済社会科学研究所 業種・技能レベルによる異なる。 休暇手当では夏季に支払われることが多い。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:20.595% 被雇用者負担率:20.175% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 年金:9.45% 介護保険1.025% 労災保険:1.32% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:8.2% 年金:9.45% 介護保険1.025% | | 出所:deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)及び労災保険中央組織。 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:1.9% 2011年:1.5% 2012年:3.2% | | 出所:ドイツ連邦統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 52~104 | 40~80 | 出所:イエナ経済振興機構に聴取 工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエナ・ロベダ) 左記に示した以外にも土地税(土地購入価格の3.5%)、公証人費用(700ユーロ)、不動産登記費用(700ユーロ)が必要。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 3.91~12 | 3.00~9.50 | 出所:イエナ経済振興機構に聴取 工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエナ・ロベダ) クリーンルームなど特別な使用の場合は左記費用よりも高くなるが、1㎡当たり16.60ユーロが上限。 土地の用途によっては、左記費用に加えて、1㎡当たり1.50ユーロの税がかかる場合がある。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 6.52~12 | 5.00~9.50 | 出所:ドイツ地域不動産、経済情報システム(2013年7月23日) 地区名:イエナ市およびイエナ市近郊の複数の事務所 土地の用途によっては、左記費用に加えて、1㎡当たり2.44ユーロの税がかかる場合がある。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 1,408~1,643 | 1,080~1,260 | 出所:イエナ市 地区名:イエナ市及びイエナ市近郊の住宅地域 住宅の種類:アパート(1~5部屋) 占有面積:100m2の場合 基本賃料6.50~6.80ユーロ/m2 追加設備使用料:2.50~4.00ユーロ/m2 管理料1.80ユーロ/m2 住宅借上における慣習:保証金(家賃1~2ヵ月相当)。仲介斡旋料(家賃1~2ヵ月相当)が必要な場合がある。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.09 | 0.07 | 出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト) 料金算定方法:0.0235ユーロ/分×3分 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 加入料:91 月額利用料:69 | 加入料:70 月額利用料:53 | 出所:ドイツテレコム 料金算定方法: インターネット常時接続で最もシンプルな契約「ビジネスベーシックコンプライト」 下り6Mbps/上り0.576Mbps |

ドイツ(調査都市:イエナ)

| | | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 12 1kWh当たり料金: 0.35 | 月額基本料: 8.93 1kWh当たり料金: 0.27 | 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法: 年間使用量611kWh以上の場合。年額基本料107.10ユーロを月額換算。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 12 1kWh当たり料金: 0.35 | 月額基本料: 8.93 1kWh当たり料金: 0.27 | 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法: 年間使用量1万kWh未満の場合。年額基本料107.10ユーロを月額換算。1万kWh以上の基本料は個別交渉。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料: 372 1m3当たり料金: 4.47 | 月額基本料: 285 1m3当たり料金: 3.43 | 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法: 年額基本料2、465.28ユーロ(上水)+960ユーロ(下水)を月額換算(定格流量40m3以下、連続流量60m3以下の契約の場合)、1m3当たり料金は1.85ユーロ/m3(上水)+下水1.58ユーロ/m3(下水)。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 1m3当たり料金: 0.90~0.91 | 1m3当たり料金: 0.69~0.70 | 出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法: 年間使用量4万2,505~10万kWhまでの場合の料金、1kWh当たり0.06545~0.06664ユーロを1m3当たりに換算(換算係数10.5)。 ガスの種類: 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1) 2,537 (2) 3,482 (3) 5,579 | (1) 1,946 (2) 2,671 (3) 4,280 | 出所: シェンカー・ドイチュラント 工場立地: イエナ 最寄り港: ハンブルク港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(イエナ)→ハンブルク港→横浜港 BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通関手数料等含む。 (2) 第3国輸出: 工場立地(イエナ)→ハンブルク港→ニューヨーク港 BAF、CAF、AMS、ISPS、電子通関手数料等含む。 (3) 対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立地(イエナ) BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通関手数料等含む。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 15 | | 出所: ドイツ連邦財務省 国税 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 45 | | 出所: ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。年収8,130ユーロ(配偶者なし)、1万6,260ユーロ以下(配偶者有)は控除。2014年1月より控除対象の年収上限額を8,354ユーロ、1万6,708ユーロ(配偶者有)に引き上げる。最高税率45%は年収25万731ユーロ以上、50万1,462ユーロ(配偶者有)以上の部分に適用。別途、連帯付加税5.5%、教会税9%が加算される。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 19 | | 出所: ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍など: 7% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | 出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 15 | | 出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第10条) |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | 出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第12条) |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 | |
|----------------------------------|--|--|--------------------------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 3,372 | 2,587 | 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門労働者。2011年値に2012年の名目賃金上昇率(4.3%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 4,870 | 3,736 | 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門従業員。2011年値に2012年の名目賃金上昇率(4.3%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 7,097 | 5,444 | 出所:オーストリア連邦会計検査院「国民平均収入報告書2012」(2010/2011年対象) カテゴリー「上級管理職従業員」。数値は2011年の年収であり、月額換算後、2012年の名目賃金上昇率(4.3%)を乗じて算出。基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a | n.a | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 2,700 | 2,071 | 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「G」商業部門労働者。2011年値に2012年の名目賃金上昇率(4.3%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 2,569 | 1,971 | 出所:オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「I」飲食店労働者。2011年値に2012年の名目賃金上昇率(4.3%)を乗じて算出。 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。 |
| | 6.法定最低賃金 | - | | 法律で最低賃金は定められていない。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)2ヵ月相当 | | 出所:オーストリア連邦労働院 法律では定められていないが、慣例として夏・冬の2回(合計2ヵ月相当)支給。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:21.83% 被雇用者負担率:18.07% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.00% 医療保険:3.83% 年金:12.55% 傷害保険:1.40% その他:1.05% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.00% 医療保険:3.82% 年金:10.25% その他:1.00% | | 出所:オーストリア社会保険組合連合会 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:2.1% 2011年:3.9% 2012年:4.3% | | 出所:オーストリア経済研究所(WIFO) | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 996 | 764 | 出所:不動産会社レマックス 地区名:ウィーン23区 占有面積:8,084m2 税金、購入手数料3%含む。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 1.64 | 1.26 | 出所:不動産会社レマックス 地区名:ウィーン22区 占有面積:7,565m2 管理費、税金含む。手数料別(借料3ヵ月相当)。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 21 | 16 | 出所:不動産会社レマックス 地区名:ウィーン3区 占有面積:626m2 管理費、税金含む。敷金別(賃料3ヵ月相当)。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,245 | 2,489 | 出所:不動産会社(レマックス) 地区名:ウィーン1区(シュテファン大聖堂近く) 占有面積:131m2 管理費、税金含む。不動産会社手数料別(賃料2ヵ月分相当)。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.59 | 1.22 | 出所:A1テレコム 平日8時~18時の料金。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 架設料:171 月額:23 年間サービス料:20 | 架設料:131 月額:18 年間サービス料:15 | 出所:A1テレコム 最大下り:8Mbps 最大上り:768kbps |

| | | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|------|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:2.82 1kWh当たり料金:0.10 | 月額基本料:2.16 1kWh当たり料金:0.08 | 出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額25.9780ユーロを月額換算。 GIGA Klassik料金。 契約1kWh当たり。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:5.34 1kWh当たり料金:0.23 | 月額基本料:4.10 1kWh当たり料金:0.18 | 出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額49.20ユーロを月額換算。 Strom Optima料金。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金:4.72 | 月額基本料:- 1m3当たり料金:3.62 | 出所:ウィーン市水道局MA31 1m3当たりの料金の内訳上水1.73ユーロ+下水1.89ユーロ。 月額基本料はなし。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:5.89 1m3当たり料金:1.02 | 月額基本料:4.52 1m3当たり料金:0.78 | 出所:ウィーン・エネルギー 料金算定方法:月額基本料は年額54.19ユーロを月額換算。 1m3当たりの料金は使用量によって異なり、左記は年間使用量8,000kWh以下の場合(1kWh当たり 0.074206ユーロ、1kWh=10.5m3で換算) メーター読み取り料(5.09ユーロ)及びメーター使用料(使用量により異なる)が別途必要。 天然ガスErdgas MEGA料金。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,777 (2)3,698 (3)3,346 | (1)2,130 (2)2,837 (3)2,567 | 出所:日系フォワーダー 工場名(都市名):ウィーン 最寄り港:ハンブルクもしくはブレーマーハーフェン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ウィーン)→ハンブルク港→横浜港 ハンブルク港までの陸送費1,075ユーロ含む。 (2)第3国輸出:工場立地(ウィーン)→ブレーマーハーフェン港→ニューヨーク港 ブレーマーハーフェン港までの陸送費1,245ユーロ含む。 (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(ウィーン) ハンブルク港からの陸送費1,415ユーロ含む。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671 ユーロ (2013年7月1日付) | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 25 | | 出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 企業登記後、最初の1年は一律273ユーロ/四半期、それ以降赤字の場合は有限会社で437.50 ユーロ/四半期、株式会社で875ユーロ/四半期が課される。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 50 | | 出所:オーストリア財務省 累進課税で税区分は年収に応じ、以下の4段階。受取配当金含む。 (1)年収1万1,000ユーロ以下:0% (2)年収2万5,000ユーロ以下:1万1,000ユーロを超えた分×36.5%(税率は20.44%以下となる) (3)年収6万ユーロ以下:2万5,000ユーロ分に対する定額税5,110ユーロ+2万5,000ユーロを超えた 分×43.2143%(33.73%) (4)年収6万ユーロ超:6万ユーロ分に対する定額税2万235ユーロ+6万ユーロを超えた分×50% (50%) |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 20 | | 出所:インベスト・イン・オーストリア 軽減税率: 対象:食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械、家賃(居住目的の場合に限る)な ど:10% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | なし | | 出所:日本との租税条約第10条 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 一般:20 親子間:10 | | 出所:日本との租税条約第9条 親子間の持株比率:50% |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | 出所:日本との租税条約11条 |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 フラン | 備考 | |
|----------------------------------|--|-------|--------------|-------------|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 6,443 | 4,942 | 6,102 | 出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)の製造業部門の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 8,815 | 6,763 | 8,349 | 出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)の製造業部門の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 9,298 | 7,133 | 8,806 | 出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)の製造業部門の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 9,320 | 7,150 | 8,827 | 出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に商業部門の2011年(1.4%)と2012年(0.9%)の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 4,795 | 3,678 | 4,541 | 出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に商業部門の2011年(1.4%)と2012年(0.9%)の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 4,239 | 3,252 | 4,015 | 出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値にホテル・レストラン部門の2011年(0.0%)と2012年(2.4%)の賃金上昇率を乗じて算出。 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | | — | | 出所:スイス貿易振興会(SGEスイスグローバルエンタープライズ)発行「2012年版事業展開ハンドブック」 法定最低賃金はないが、各業界が団体労働協約によって、業界別に賃金や休暇などの労働条件を取り決めている。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | | 給与(月額)の1ヵ月相当 | | 出所:スイス連邦経済省経済事務局(SECO) 賞与はスイスでは労働慣行的なところがある。業界や企業によっては給与の数ヵ月相当支給するところもある。 全く支給しない業界、企業もある。公務員は年棒制で賞与はない。 |
| | 8.社会保険負担率 | | | | 雇用者負担率:15.795% 被雇用者負担率:12.595% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.10%、年金:12.15%(義務的高齢年金AVS 5.15%、企業高齢年金7.0%)、その他:2.545%(家族手当1.70%、出産保険0.045%、労働災害保険0.8%) ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険1.10%、年金10.15%(義務的高齢年金AVS 5.15%、企業高齢年金5.0%)、その他1.345%(出産保険0.045%、職場外労働災害保険1.3%) 出所:ジュネーブ州政府「国際比較(2012/2013)」 公的医療保険はなく、個人で民間保険に加入することが義務付けられている。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:0.8% 2011年:1.0% 2012年:0.8% | | | 出所:スイス連邦統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | n.a. | n.a. | n.a. | 出所:ジュネーブ州経済振興局より聴取 州内には数カ所の産業団地があるが、土地の売買は一般的ではなく、通常は賃貸契約。 賃貸契約期間が99年に及ぶケースもある。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 22~24 | 17~19 | 21~23 | 出所:グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 92 | 70 | 87 | 出所:ジュネーブ州政府「国際比較2012/2013」 地区名:ジュネーブ市中心部 1.038フラン/年を月額換算 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,358 | 2,576 | 3,180 | 出所:不動産検索サイトwww.homegate.ch 地区名:シャルミーユ地区(右岸) 住宅の種類:アパートメント 占有面積:120m2(5.5室) (共益費込み) |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.84 | 0.65 | 0.75 | 出所:スイスコム 固定電話に平日3分間かける場合の料金。 1分当たり平日0.25フラン/分、祝祭日0.20フラン/分。0.1フラン未満は切り上げ。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 73 | 56 | 69 | 出所:スイスコム 月額69フラン。ビジネス・インターネット・スタンダードプラン。 下り20Mbps/上り2Mbps ルーター貸与、セキュリティサービス等含む。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 フラン | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|---|--|--|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.22 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.17 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.21 | 出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 料金算定方法:"Vitale Bleu"プラン。年間利用量が3万kWh以下の価格。3万kWhを超える場合契約電圧、季節、昼夜などによって1kWh当たりの料金が変動する。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.22 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.17 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.21 | 出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別なし。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:15 1m3当たり料金:3.16 | 月額基本料:11 1m3当たり料金:2.42 | 月額基本料:14 1m3当たり料金:2.99 | 出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別なし。 1m3当たり料金:上水1.29フラン+1.70フラン(税込) |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: 4.22~404 1m3当たり料金: 0.75~0.90 | 月額基本料: 3.23~310 1m3当たり料金: 0.58~0.69 | 月額基本料: 4.23~9,209 1m3当たり料金: 0.71~0.85 | 出所:SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 天然ガス。"Vitale Bleu"プラン。月額基本料は年間契約料を月額換算。年間契約料は契約量に応じて10段階。12万kWh未満:50.76フラン/年~64GWh超:11万504.52CHF/年。別途、契約量1kW当たり21.44フランの設備使用料がかかる。1m3当たり料金も契約量に応じ10段階。1kWh当たり料金を1m3=10.65kWhで換算。CO2税(1kWh当たり0.0065フラン)含む。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)4,727 (2)5,583 (3)6,151 | (1)3,626 (2)4,283 (3)4,718 | (1)4,477 (2)5,287 (3)5,825 | 出所:スイス日本通運 工場立地:ジュネーブ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ジュネーブから陸上輸送2,550フラン→ロッテルダム港→1,850ドル(海上輸送:横浜港まで)BAF, CAF含む。 (2)第3国輸出:ジュネーブ、陸上輸送2,650フラン→ロッテルダム港)→海上輸送2,600ドル、ニューヨーク港,BAF, CAF, THC含む。 (3)対日輸入:横浜港→2,830ドル海上輸送,ロッテルダム港→陸上輸送3,145フラン,ジュネーブまで、パーゼルでの積み替え手数料など含む。(1)~(3)ともにロッテルダム港でのハンドリング手数料含む。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.9471フラン、1ユーロ=1.2346フラン (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 24.24 | | | 出所:ジュネーブ州政府 連邦税:8.5%含む。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 42.50 | | | 出所:ジュネーブ州政府「国際比較(2012/2013)」 単身世帯で年収が93万500フラン以上の場合の税率(連邦税含む)。個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、各種経費が控除された上で、世帯全体の収入に課税される。連邦税(最高税率11.5%)含む。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 8.00 | | | 出所:スイス連邦税務局 軽減税率: 食品、飲料、新聞、書籍、水道など:2.5% 宿泊料:3.8% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 0または10 | | | 出所 日本との租税条約第11条 政府・銀行・年金基金など:0%、その他:10% |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 0または5または10 | | | 出所:日本との租税条約第10条 持株比率(6ヵ月以上保有)50%以上:0%、10%以上:5%、その他10% |
| 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 0 | | | 出所:日本との租税条約第12条 | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 クローナ | 備考 | |
|----------------------------------|--|---|--------------|----------------------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | 出所:スウェーデン中央統計局 月額データはない。2013年3月の時給(年平均)は151.39クローナ。基本給のみ。残業代および諸手当、社会保障費(雇用者負担分)含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 5,341 | 4,097 | 35,600 | 出所:スウェーデン中央統計局 月額。基本給のみ。残業代および諸手当を含む。社会保障(雇用者負担分)、賞与含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 6,931 | 5,317 | 46,200 | 出所:スウェーデン中央統計局 月額。基本給のみ。残業代および諸手当を含む。社会保障(雇用者負担分)、賞与含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 5,596 | 4,293 | 37,300 | 出所:スウェーデン中央統計局 月額。基本給のみ。残業代および諸手当を含む。社会保障(雇用者負担分)、賞与含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | 出所:スウェーデン中央統計局 月額データはない。2011年の時給(年平均)は150.60クローナ。基本給のみ。残業代および諸手当、社会保障費(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | 出所:スウェーデン中央統計局 月額データはない。2011年の時給(年平均)は123.90クローナ。基本給のみ。残業代および諸手当、社会保障費(雇用者負担分)含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | 法定最低賃金はない。 企業・業種により労使協定で最低賃金を定めている場合がある。 | | | 出所:スウェーデン貿易・投資公団 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 法定支給義務はないが、任意の金額を支給する企業が多い。 | | | 出所:ヴィンゲ法律事務所より聴取 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:31.42% 被雇用者負担率:7.00%(3万2,000クローナまでの収入に対して課税) ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:10.21% 遺族年金保険:1.17% 医療保険:4.35% 労働災害保険:0.30% 両親保険:2.60% 労働市場(雇用)保険:2.91% 一般賃金税:9.88% ■被雇用者負担率の内訳:7.00%(年金自己負担分のみ) | | | 出所:スウェーデン国税庁 2013年の適用率。 被雇用者が1947年~85年生まれの場合。 1986年生まれ以降の場合、年金以外の保険料が4分の1となり全体で15.49%。 1938年~47年生まれの場合、年金のみで10.21%。 1937年以前に生まれた場合、0%。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:2.6% 2011年:2.4% 2012年:2.9% | | | 出所:スウェーデン財務省「政府2013年予算案」資料 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 225~450 | 173~345 | 1,500~3,000 | 出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 税・諸経費の内訳:土地購入の場合、不動産税(不動産の評価価値の0.5%)が加算される。 VAT非課税。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 15~30 | 12~23 | 100~200 | 出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 税・諸経費の内訳:不動産税(不動産評価価値の0.5%)が加算される。 上下水工事および道路建設費用は自治体負担。VAT非課税。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 26~55 | 20~42 | 175~367 | 出所:ジョーンズ・ラング・ラサル(不動産業者)、スウェーデン国税庁 2,100~4,400クローナ/年を月額換算。 地区名:ストックホルム市内および近郊 税・諸経費の内訳:不動産税(不動産評価価値の1%)が加算される。 基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算されることもある。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,600 | 2,762 | 24,000 | 出所:ボスタードスジェンスト(不動産仲介インターネットサイト http://www.bostadstjanst.com/)、スウェーデン国税庁 地区名:パーサースタン(ノルマルム) 住宅の種類:アパート 占有面積:115m2 税・諸経費の内訳:家具つき、食洗機、洗濯機、バスルーム、バルコニー、エレベーター、暖房、上下水道、ケーブルテレビ、ブロードバンド、ごみ収集費含む。VAT非課税。 住宅借上げにおける現地特有の慣習(ある場合):デポジットとして3ヵ月相当の家賃を契約時に支払うケースがある。 スウェーデンでは公営住宅以外では、賃貸専用物件がほとんどないため、駐在員用住宅は分譲住宅を又借りする形態となる。しかし、管理規約で又貸しを禁止している物件もあり、法的規制もあることから、賃貸住宅の市場供給数は極めて少ない。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.23 | 0.94 | 8.19 | 出所:テリア 料金算定方法:2.50クローナ/分x3分+接続料金0.69クローナ/回 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 38 | 29 | 252 | 出所:テリア ADSL:上り1Mbps/下り1.5Mbps~2Mbps 料金算定方法:初期費用:18カ月の固定契約の場合:接続料無料、モデム料495クローナ 上記以外の場合:接続料1,495クローナ、モデム料495クローナ モデム送料:99クローナ(テリアとの電話契約があることが条件。) |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 クローナ | 備考 |
|------|------------------------------|---|--------------------------------------|---|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 33~162 1kWh当たり料金: 0.17 | 月額基本料: 25~124 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料: 219~ 1,081 1kWh当たり料金: 1.15 | 出所: フォータム 料金算定方法: 月額基本料(年間基本料475クローナ+電気配送会社への年間契約料2,150~1万2,500クローナ,16A~63A)/12ヵ月 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.8755クローナ+トランスファーチャージ(使用量に応じた電気配送業者への料金)0.257クローナ+緑の認証電気料0.0188クローナ、エネルギー税・VAT含む。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 9.75 1kWh当たり料金: 0.21 | 月額基本料: 7.48 1kWh当たり料金: 0.16 | 月額基本料: 65 1kWh当たり料金: 1.37 | 出所: フォータム 料金算定方法: 月額基本料(年間基本料325クローナ+電気配送会社への年間契約料450クローナ)/12ヵ月 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.9407クローナ+トランスファーチャージ(使用量に応じた電気配送業者への料金)0.412クローナ、緑の認証電気料0.015クローナおよびエネルギー税・VAT含む。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料: 56~11,102 1m3当たり料金: 0.86 | 月額基本料: 43~8,516 1m3当たり料金: 0.66 | 月額基本料: 372~74,001 1m3当たり料金: 5.72 | 出所: スtockホルム市水道局 料金算定方法: 月額基本料=(年間水道使用量600~30万m3当たりの基本料1,532~88万5,080クローナ+年間契約料2,932クローナ)/12ヵ月 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間1,80クローナ徴収。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: 162 1m3当たり料金: 0.66~0.69 | 月額基本料: 125 1m3当たり料金: 0.50~0.53 | 月額基本料: 1,083 1m3当たり料金: 4.38~4.61 | 出所: スtockホルム・ガス 料金算定方法: 月額基本料=使用量に応じた年間基本料1万3,000クローナ/12ヵ月 1m3当たり料金にはエネルギー税および二酸化炭素税(1m3当たり1.61~1.70クローナ)含む。VAT(25%)含まず。 ガスの種類: 新都市ガス(2011年より天然ガスと空気を混ぜた環境に優しいガスを導入)。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1) 1,425 (2) 2,015 (3) 3,390 | (1) 1,093 (2) 1,546 (3) 2,601 | (1) 9,499 (2) 13,432 (3) 22,597 | 出所: DBシェンカー 工場名(都市名): スtockホルム 最寄り港: スtockホルム港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場名(都市名)→最寄り港(ストックホルム港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場名(都市名)→最寄り港(ストックホルム港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(ストックホルム港)→工場名(ストックホルム) (1)~(3)ともBAF,CAF含まない。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=6.6658クローナ、1ユーロ=8.6892クローナ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 国税: 22 地方税: - その他公租公課: - | | | 出所: スウェーデン国税庁 投資ファンド・キャピタルゲイン・受取配当金・受取利子の場合、税率は30%となる。 改定日: 2013年1月1日 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 国税: 25、地方税: 29.495(教会税なし)~33.61(教会税含む) | | | 出所: スウェーデン国税庁 地方税はストックホルム市の税率。これに課税対象所得額によって3段階の国税を加算。 a) 国税の税率は所得が41万3,200クローナ未満はゼロ、b) 41万3,200クローナ以上59万1,600クローナ未満の場合は41万3,200クローナを超えた分に対し20%、 c) 59万1,600クローナ超の場合は59万1,600クローナを超えた分に対し25%(2013年)。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 25 | | | 出所: スウェーデン国税庁 食品・飲料、交通・旅行サービス、ホテル・レストランなど: 12% 新聞(日刊紙)、書籍、文化・スポーツイベント、公共交通機関運賃: 6% 処方箋薬、医療機関向け医薬品代と中央銀行への金の供給: 0% 公共サービス、金融・資産管理・保険業、会報や社内報、非営利組織の定期刊行物、ギャンブル(宝くじ含む)、不動産取引(一部例外あり)、芸術家報酬とその作品販売など: 非課税。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | | 出所: 日本との租税条約(1983:203)(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 一般: 15 親子間: 5 | | | 出所: 日本との租税条約(1983:203)(第10条) 親子間要件: 議決権付き株式を25%以上、6ヵ月以上保有。 |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | | 出所: 日本との租税条約(1983:203)(第12条) |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 コルナ | 備考 | |
|----------------------------------|---|--|---|--|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 994 | 763 | 19,852 | 出所: チェコ日本商工会「2013年現地従業員給与アンケート速報値」 製造業28社の「工場労働者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 1,651 | 1,267 | 32,971 | 出所: チェコ日本商工会「2013年現地従業員給与アンケート速報値」 製造業24社の「技術者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 3,979 | 3,052 | 79,438 | 出所: チェコ日本商工会「2013年現地従業員給与アンケート速報値」 全職38社の「一般管理職」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 2,238 | 1,717 | 44,675 | 出所: チェコ日本商工会「2013年現地従業員給与アンケート速報値」 全職種25社の「販売営業系実務担当者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 840 | 644 | 16,772 | 出所: チェコ統計局 「アパレル業含む接客員」の2012年の平均賃金 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 748 | 574 | 14,942 | 出所: チェコ統計局 「飲食含む販売員」の2012年の平均賃金。 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | 426 | 327 | 8,500 | 出所: 「最低賃金に関する政令改正法」(第210/2013号) 改定日: 2013年 8月 1日(8,000コルナより8,500コルナに改定) 月額。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)の1.38ヵ月相当 | | | 出所: チェコ日本商工会「2013年現地従業員給与アンケート速報値」 全業種(53社)の2012年実績の平均値。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率: 34.0% 被雇用者負担率: 11.0% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 1.2% 医療保険: 9.0% 年金: 21.5% その他: 2.3%(疾病保険) ■被雇用者負担率の内訳: 医療保険: 4.5% 年金保険: 6.5% | | | 出所: チェコインベスト チェコ労働・社会福祉省 原典: 法律No. 585/2006 病欠保険法及び関連法改正法、No.2/2009 所得税法及び 関連法改正法、 No.592/1992 一般健康保険法、 No. 48/1997 公共健康保険法 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年: 2.2% 2011年: 2.5% 2012年: 2.7% | | | 出所: チェコ統計局 | |
| 地価・ 事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | a) 90~125 b) 32 c) 27 | a) 69~96 b) 25 c) 21 | a) 1,800~2,500 b) 640 c) 545 | 出所: a) プルゼニュー市庁、b) オストラバ市庁、c) 現地土地開発事業者 a) CTパーク・プルゼニュー、b) モシュノフ工業団地(オストラバ近郊)、c) ホレシヨフ工業団地(南モラビア) |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | a) 5.04~5.53 b) 5.12~6.70 c) 2.25 | a) 3.87~4.24 b) 3.93~5.14 c) 1.73 | a) 101~110 b) 102~134 c) 45 | 出所: a) プルゼニュー市庁、b) 現地土地開発事業者、c) 現地土地開発事業者 a) CTパーク・プルゼニュー、b) モシュノフ工業団地(オストラバ近郊)、c) ホレシヨフ工業団地(南モラビア) 維持費・光熱費含まず。 但し、a) は、維持費・光熱費含む。 a)、b) はユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | a) 26~27 b) 20~23 c) 17~19 | a) 20~21 b) 15~18 c) 13~15 | a) 520~547 b) 390~455 c) 338~377 | 出所: コリアーズ・インターナショナル a) プラハ1区(中心)、b) プラハ1区以外の中心部、c) プラハ中心部以外 管理費含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 1,598~3,256 | 1,226~2,498 | 31,900~65,000 | 出所: 現地不動産会社検索サイト (www.happyhouserentals.cz, www.reality.cz) プラハ6区(日本人学校の近く)の戸建て(家具付き)、駐車場付き。 160~280m2 維持費・光熱費含まず。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.40~1.70 | 1.08~1.31 | 28~34 | 出所: テレフォニカO2 料金算定方法: 1分当たりの通話料金(契約プログラムにより異なる)×3 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 20~43 | 16~33 | 404~858 | 出所: テレフォニカO2 VDSL 下り2~40.9Mbps 月額。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 コルナ | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|---|---|--|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 2.75~506 1kWh当たり料金: 0.12~0.32 | 月額基本料: 2.11~388 1kWh当たり料金: 0.10~0.25 | 月額基本料: 55~10,102 1kWh当たり料金: 2.48~6.39 | 出所: チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 3.06~49 1kWh当たり料金: 0.11~0.35 | 月額基本料: 2.34~37 1kWh当たり料金: 0.09~0.27 | 月額基本料: 61~975 1kWh当たり料金: 2.23~6.99 | 出所: チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料: - 1m3当たり料金: 3.71 | 月額基本料: - 1m3当たり料金: 2.84 | 月額基本料: - 1m3当たり料金: 74 | 出所: プラハ水道局 VATは軽減率(15%)適用。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: 6.16~24 1m3当たり料金: 0.65~1.15 | 月額基本料: 4.73~18 1m3当たり料金: 0.50~0.88 | 月額基本料: 123~475 1m3当たり料金: 13~23 | 出所: プラハ・ガス 年間消費量が63MWh以下の場合。 63MWhを超える場合、年額制で1m3当たり12.6+2.10コルナ。 ガスの使用目的により1MWh当たり0~34コルナの環境税が別途加算。 天然ガス。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1) 1,996 (2) 1,996 (3) 3,291 | (1) 1,531 (2) 1,531 (3) 2,525 | (1) 39,849 (2) 39,849 (3) 65,703 | 出所: 在チェコ日系ロジスティクス企業 工場立地: プラハ 最寄り港: ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(プラハ)→ハンブルク港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(プラハ)→ハンブルク港→ニューヨーク港 (3) 対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→工場立地(プラハ) ターミナル料等港湾費用、輸出入諸掛含まず。 VAT含まず。 米ドル建てをコルナ建て、ユーロ建てに換算。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=19.9643コルナ、1ユーロ=26.0245コルナ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 19 | | 出所: 所得税法改正法(法律第261/2007号) 受取配当金税率は15%。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 15 | | 出所: 所得税法改正法(法律第261/2007号) 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人負担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃金の34%)を加算したもの。 証券売買による収入は非課税。 債券利益・利息、受取利子、受取配当金は、源泉課税(15%)。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 21 | | 出所: 付加価値税法改正法(法律第500/2012号) 標準税率: 21% 軽減税率(食品、書籍、医薬品等): 15% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所: 日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 一般: 15 親子間: 10 | | 出所: 日本との租税条約(第10条) 親子間要件: 6ヵ月以上、議決権付き株式25%以上。 |
| 27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%) | | 10 | | 出所: 日本との租税条約(第12条) 文化・芸術品の使用料は免除。 | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 フォリント | 備考 | |
|----------------------------------|--|---|---------------|---------------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 504 ~ 1,661 | 387 ~ 1,274 | 113,750 ~ 374,883 | 出所:ハンガリー日本商工会調べ(日系製造業15社からの聞き取り調査)。基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 720 ~ 3,047 | 552 ~ 2,338 | 162,500 ~ 687,917 | 出所:ハンガリー日本商工会調べ(日系製造業15社からの聞き取り調査)。基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,233 ~ 7,534 | 946 ~ 5,780 | 278,417 ~ 1,700,833 | 出所:ハンガリー日本商工会調べ(日系企業21社からの聞き取り調査)。基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | 984 ~ 3,321 | 755 ~ 2,548 | 222,083 ~ 749,667 | 出所:ハンガリー日本商工会調べ(日系企業12社からの聞き取り調査)。基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 621 | 476 | 140,120 | 出所:ハンガリー統計局 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平均グロス賃金(基本給、社会保障(雇用者負担分)のみ。残業代、賞与含まず)。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 517 | 396 | 116,624 | 出所:ハンガリー統計局 宿泊施設、飲食業のマニュアルワーカーの平均賃金(基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代含む)。 |
| | 6.法定最低賃金 | 434 | 333 | 98,000 | 出所:政令390/2012 改定日:2013年 1月 1日 高校卒業資格者以上は月額 11万4,000フォリント。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)の約1~2カ月相当 | | | 出所:地場系会計事務所 社用車や温かい食事券が支給されるケースもある。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:27% 被雇用者負担率:18.5% ■雇用者負担率の内訳: 社会貢献税:27% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.0% 年金:10.0% | | | 出所:地場系会計事務所 「社会貢献税」は社会保険料と同義。従来分かれていた医療、雇用、年金各保険料が一本化された。雇用主には、職業訓練基金拠出金1.5%も課される。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:1.3% 2011年:5.2% 2012年:4.6% | | | 出所:ハンガリー統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 29 | 22 | 6,474 | 出所:ハンガリー投資貿易庁(HITA) 工業団地名:ジョンジョシュインダストリアルパーク(ブダペスト東方) |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 2.81 | 2.16 | 635 | 出所:ハンガリー投資貿易庁(HITA) 工業団地名:ソルノクインダストリアルパーク(ブダペスト南方) |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 20~22 | 15~17 | 4,414~5,003 | 出所:現地不動産事業者 地区名:シティセンター(ブダペスト) 管理費別1,511フォリント/m2/月。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,259 | 2,500 | 735,663 | 出所:現地不動産事業者 地区名:ブダペスト2区 住宅の種類:アパート1階 占有面積:116m2 駐車場 共益費、水道光熱費別。 VAT非課税。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.97 | 1.51 | 445 | 出所:ティーホーム(www.t-home.hu) 料金算定方法:148.34フォリント/分 通話料は契約形態により異なる。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 24 | 19 | 5,490 | 出所:ティーホーム(www.t-home.hu) 料金算定方法:「ネットマニアル」プラン下り最大30Mbps、2年間契約) |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 フォリント | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|---|---|--|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:0.81 1kWh当たり料金: 0.24 | 月額基本料:0.62 1kWh当たり料金: 0.18 | 月額基本料:183 1kWh当たり料金: 54 | 出所:エルム電力 電力自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用の料金は非公開。 左記は唯一公開されている小規模事業者(小売店舗等)の場合。 地域、時間帯、契約により金額は大きく異なる。 月額基本料と月額接続料は定額 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:0.81 1kWh当たり料金: (a)0.19 (b)0.20 (c)0.24 | 月額基本料:0.62 1kWh当たり料金: (a)0.15 (b)0.15 (c)0.18 | 月額基本料:183 1kWh当たり料金: (a)43 (b)45 (c)54 | 出所:エルム電力 (a)使用量110kWh以下/月 (b)使用量110kWh超/月(オフピーク時) (c)使用量110kWh超/月(ピーク時) オフピーク時:冬季は22:00~6:00、夏季は23:00~7:00 ピーク時:オフピーク時以外の時間 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料: (a)6.98 (b)25 (c)42 1m3当たり料金: 1.12 | 月額基本料: (a)5.35 (b)20 (c)32 1m3当たり料金: 0.86 | 月額基本料: (a)1,575 (b)5,753 (c)9,385 1m3当たり料金: 253 | 出所:首都水道局 (a)使用量7.5m ³ 以下/日 (b)使用量7.5超~15m ³ 以下/日 (c)使用量15m ³ 超/日 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | n.a. | n.a. | n.a. | 出所:ブダペストガス ガス自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用料金は非公開。 参考:一般用ガス料金、月額基本料金1,303フォリント、1m ³ 当たり料金135フォリント。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,660 (2)2,100 (3)3,950 | (1)2,040 (2)1,611 (3)3,030 | (1)600,471 (2)474,056 (3)891,677 | 出所:ユーラシアロジスティックス 工場立地:ブダペスト 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:香港港 (1)対日輸出:工場立地(ブダペスト)→ハンブルク港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ブダペスト)→ハンブルク港→香港港 (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(ブダペスト) 港湾手数料含まず。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=225.741フォリント、1ユーロ=294.265フォリント (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 10,19 | | 出所:ハンガリー投資貿易庁 国税:課税標準額5億フォリントまで10%、5億フォリントを超えた分は19% 地方税は以下の通り。 地方事業税:最大2%(地方自治体の決定による。) 建物税:1m ² 当たり最大1,722フォリント/年もしくは建物市場価格の最大3.6% 土地保有税:1m ² 当たり最大313フォリント/年もしくは土地市場価格の最大3% 建物税及び土地保有税率改定日:2013年1月1日 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 16 | | 出所:ハンガリー国家税・関税庁 個人所得税法(123/2010、1995/CXVII号) 改定日:2013年1月1日 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 27 | | 出所:ハンガリー投資貿易庁 付加価値税法(2010/CXXIII号) 軽減税率:あり 牛乳、パン、ホテル宿泊費など:18% 医薬品、教科書など:5% 改定日:2012年1月1日 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第10条) |
| 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第12条) 工業的使用料:10% 文化的使用料:0%(免除) | |

ポーランド(調査都市:ワルシャワ)

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ズロチ | 備考 | |
|----------------------------------|---|---|-------------|---------------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 607~1,074 | 466~824 | 2,018~3,567 | 出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Fitter」、「Production Operator」 最少額(2,018ズロチ)は下位25%、最大額(3,567ズロチ)は上位25%の金額。 (2013年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 1,175~1,811 | 901~1,389 | 3,904~6,017 | 出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Process Engineering Specialist/製造技術」 最少額(3,904ズロチ)は下位25%、最大額(6,017ズロチ)は上位25%の金額。 (2013年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,785~2,913 | 1,369~2,234 | 5,931~9,678 | 出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Production Manager」 最少額(5,931ズロチ)は下位25%、最大額(9,678ズロチ)は上位25%の金額。 (2013年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 1,198~1,983 | 919~1,521 | 3,980~6,589 | 出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Sales Representative」 最少額(3,980ズロチ)は下位25%、最大額(6,589ズロチ)は上位25%の金額。 (2013年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 797~1,115 | 611~855 | 2,647~3,704 | 出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(アパレル以外含む) 最少額(2,647ズロチ)は下位25%、最大額(3,704ズロチ)は上位25%の金額。 (2013年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 797~1,115 | 611~855 | 2,647~3,704 | 出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(飲食以外含む) 最少額(2,647ズロチ)は下位25%、最大額(3,704ズロチ)は上位25%の金額。 (2013年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | 482 | 369 | 1,600 | 出所: 「最低賃金に関する政令」(2012年9月17日発表) 改定日: 2013年1月1日 月額。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)1ヵ月相当(年1回支給) | | | 一般的事例: 給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率: 19.48~22.67% 被雇用者負担率: 13.71%+健康保険料 ■雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 6.50%※1 傷害保険: 0.67~3.86%(業種によって異なる)※2 失業保険(a): 0.10% 失業保険(b): 2.45% ■被雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 1.50% 疾病保険: 2.45% 健康保険: 9.00%※3 | | | 出所: ポーランド社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険 ※1 改定日: 2012年2月1日 ※2 改定日: 2012年4月1日 ※3 (個人所得税額×7.75%)+(グロス給与-社会保険料)×1.25% |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年: 3.9% 2011年: 5.6% 2012年: 3.5% | | | 出所: ポーランド中央統計局(GUS) | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 59 | 45 | 197 | 出所: マゾビア発展庁(ARMSA) 工業団地名: ブウォニエ(ワルシャワから西に30km) 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 6.02 | 4.62 | 20 | 出所: Jartom工業用不動産会社 工業団地名: ブルシュクフ(ワルシャワから20km) 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 35 | 27 | 117 | 出所: コリアーズ・インターナショナル ワルシャワ市内 共益費含まず(個別に契約時に交渉)。 ユーロ建てを米ドル建て、ズロチ建てに換算。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 1,806~2,393 | 1,385~1,835 | 6,000~7,950 | 出所: 現地不動産事業者 地区名: モコトゥフ(ワルシャワ市内)のアパート、80~130m2。 共益費、光熱、警備、ゴミ処理などの経費負担は価格交渉時に決定。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.50 | 0.38 | 1.65 | 出所: オレンジ(フランス通信サービス大手子会社) 法人プラン。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 63 | 48 | 210 | 出所: Netia Szybki Internet dla Firm/8Mプラン(12ヵ月契約) 下り8Mbps、上り1Mbps 月額。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ズロチ | 備考 |
|------|------------------------------|--|--|---|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:10 1kWh当たり料金:0.18 | 月額基本料:7.85 1kWh当たり料金:0.14 | 月額基本料:34 1kWh当たり料金:0.60 | 出所:RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(C11) 契約によって料金体系が異なる。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:2.93 1kWh当たり料金:0.16 | 月額基本料:2.25 1kWh当たり料金:0.12 | 月額基本料:9.73 1kWh当たり料金:0.52 | 出所:RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(G11)、年間500kWhまで、12カ月契約 契約によって料金体系が異なる。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:2.43 1m3当たり料金:1.37 | 月額基本料:1.86 1m3当たり料金:1.05 | 月額基本料:8.07 1m3当たり料金:4.54 | 出所:ワルシャワ市水道公社(MPWIK) VATは軽減税率(8%)。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:68 1m3当たり料金:0.53 1時間当たり料金: 契約使用量(1時間あたり)× 0.02 | 月額基本料:52 1m3当たり料金:0.41 1時間当たり料金: 契約使用量(1時間あたり)× 0.02 | 月額基本料:226 1m3当たり料金:1.77 1時間当たり料金: 契約使用量(1時間あたり) ×0.07 | 出所:ポーランド石油・ガス会社(PGNiG)、マゾヴィエツキ・ガス 1時間当たり使用量:10m3超~65m3以下(W-5)、天然ガス。 契約によって料金体系が異なる。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,272 (2)2,372 (3)3,232 | (1)1,743 (2)1,820 (3)2,479 | (1)7,549 (2)7,881 (3)10,739 | 出所:郵船ロジスティクスポーランド 工場立地:ワルシャワ 最寄り港:グダンスク港、グディニヤ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ワルシャワ)→最寄り港(グダンスク港)→横浜港 海上運賃:1,700ドル 内陸輸送:1,900ズロチ (2)第3国輸出:工場立地(ワルシャワ)→最寄り港(グディニヤ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) 海上運賃:1,800ドル 内陸輸送:1,900ズロチ (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(グダンスク港)→工場立地(ワルシャワ) 海上運賃:2,600ドル 内陸輸送:2,100ズロチ 海上運賃には港湾での諸費用を含まない。ポーランド側での一般的な諸経費は、THC1コンテナ当たり90ユーロ、B/L発行手数料40ユーロ、ISPSチャージ1コンテナ当たり15ユーロ。 2013年7月データ。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=3.3227ズロチ、1ユーロ=4.3313ズロチ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 19 | | 出所:法人所得税法(19条) |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 32 | | 出所:個人所得税法(27条) (a)年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合:18%(556.02ズロチまで控除) (b)同8万5,528ズロチ超の場合:基本税額1万4,839.02ズロチ+8万5,228ズロチ超分の所得×32% |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 23 | | 出所:物品・サービス税法 標準税率:23%(146a条) (2014年1月1日から22%となる予定) 軽減税率: 一部の食品、医薬品など:8%(146a条) (2014年1月1日から7%となる予定) 一部の食品、書籍など:5%(41条) |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第10条) |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第12条) 工業的使用料は10%、文化的使用料は免税。 |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|----------------------------------|--|--|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 943 | 723 出所:スロバキア統計局 カテゴリ8 機械運転員等(2012年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 1,413 | 1,084 出所:スロバキア統計局 カテゴリ2 準専門家等(2012年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 2,507 | 1,923 出所:スロバキア統計局 カテゴリ1 シニアマネージャー等(2012年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a. | n.a. |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 813 | 624 出所:スロバキア統計局 カテゴリ5 サービススタッフ、販売員等(2012年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 813 | 624 出所:スロバキア統計局 カテゴリ5 サービススタッフ、販売員等(2012年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含む。 |
| | 6.法定最低賃金 | 441 | 338 出所:スロバキア政府 改定日:2013年1月1日 月額。 月額のほか時給(最低水準)を1.94ユーロとする規程あり。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | - | 法的支払い義務はない。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:35.2% 被雇用者負担率:13.4% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.0% 医療保険:10.0% 年金:14.0% その他:10.2% | |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:3.2% 2011年:2.2% 2012年:2.4% | | 出所:スロバキア統計局 |
| 地価・ 事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 156~209 | 120~160 出所:現地不動産会社 Cushman&Wakefield Property Services Slovakia ブラチスラバ近郊 VAT含まず。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 4.89~7.60 | 3.75~5.83 出所:スロバキア投資貿易開発庁(SARIO) ブラチスラバ近郊 VAT含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 6.52~27 | 5.00~21 出所:スロバキア・スペクテイターズ・インベストガイド2012/2013 地区名:ブラチスラバ VAT含まず。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 808~1,231 | 620~944 出所:スロバキア・スペクテイターズ・インベストガイド2012/2013 地区名:ブラチスラバ市内 住宅の種類:3部屋のアパート。 VAT含まず。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.61 | 0.47 出所:スロバク・テレコム 料金算定方法:1分0.1554ユーロ |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 架設料:104 月額:37 | 架設料:80 月額:28 出所:スロバク・テレコム 料金算定方法:Magio internet Optik3料金、架設料に加えて技術者によるセットアップ費用19.90ユーロがかかる(利用者自身がセットアップする場合は不要)。 下り102.4Mbps,上り10.2Mbps |

| | 米ドル | 現地通貨 ユーロ | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 1kWh当たり料金: 0.05~0.08 | 1kWh当たり料金: 0.04~0.06 出所: ヴィボドスロヴェンスカ・エネルギー 料金算定方法: 年間使用料250MWh~2GWhの場合の月額概算。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: 1.02 1kWh当たり料金: 0.10 | 月額基本料: 0.78 1kWh当たり料金: 0.08 出所: ヴィボドスロヴェンスカ・エネルギー 一般家庭用料金「DMP1」プラン。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.85 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.19 出所: ブラチスラバ水道会社(BVS) 料金算定方法: 上水(1.1082ユーロ)+下水処理(1.086ユーロ) |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: 39 1m3当たり料金: 0.83 | 月額基本料: 30 1m3当たり料金: 0.64 出所: スロバキア・ガス(SPP) 料金算定方法: M4(年間使用料6,500m ³ 以上の場合)、VAT含まず。 1m ³ 当たりの料金は下記の通り算出。 $0.0505 \text{ユーロ}(1\text{kWh当たりの料金}) \times 1.20(\text{VAT}) \times 10.5(1\text{m}^3 = 10.5\text{kWh}) = 0.633 \text{ユーロ}$ ガスの種類: 天然ガス。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1) 3,070 (2) 3,881 (3) 3,594 | (1) 2,355 (2) 2,977 (3) 2,757 出所: 現地物流会社より聴取。 工場立地(都市名): ブラチスラバ 最寄り港: ハンブルグ港、ブレーマーハーフェン港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ブラチスラバ)→最寄り港(ハンブルグ港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(ブラチスラバ)→最寄り港(ブレーマーハーフェン港)→第3国仕向け港(ニュー ヨーク港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(ハンブルグ港)→工場立地(ブラチスラバ) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=0.7671ユーロ (2013年7月1日付) | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 23 | 出所: スロバキア投資貿易開発庁 改定日: 2013年1月1日 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 25 | 出所: スロバキア投資貿易開発庁 改定日: 2013年1月1日 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 20 | 出所: 法令490/2010 軽減税率: 10% (医薬品、医療機器、書籍などに適用。) |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | 出所: 日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 一般: 15 親子間: 10 | 出所: 日本との租税条約(第10条) 親子間要件: 持株比率25%以上を配当支払日より6ヵ月以上前から保有。 |
| 27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%) | 10 | 出所: 日本との租税条約(第12条) 文化的ロイヤルティー: 免税。 | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 レイ | 備考 | |
|----------------------------------|--|---|-------------|-------------------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 372~536 | 285~412 | 1,269~1,831 | 出所:在ルーマニア日系企業(一部の平均値) 社会保障の雇用者負担含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 683~1,052 | 524~807 | 2,330~3,591 | 出所:在ルーマニア日系企業(一部の平均値) 社会保障の雇用者負担含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,548~2,459 | 1,188~1,887 | 5,284~8,392 | 出所:在ルーマニア日系企業(一部の平均値) 社会保障の雇用者負担含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 345 | 265 | 1,177 | 出所:ルーマニア国家統計局(INS) 社会保障の雇用者負担含む。 レストラン・ホテル業の平均グロス賃金。 |
| | 6.法定最低賃金 | 234 | 180 | 800 | 出所:政令2013年23号 改定日:2013年7月1日 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)の1.0~1.5か月相当 | | | 「13か月目の給与」という呼称で支給、業績に応じて支給されるなど企業によって異なる。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:27.75~38.45% 被雇用者負担率:16.5% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.5% 医療保険:5.2% 年金:20.8%、25.8%、30.8%(職種によって異なる) 傷害保険:0.15~0.85% 所得補償保険:0.25% 療養補償保険:0.85% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.5% 医療保険:5.5% 年金:10.5% | | | 出所:法令2003年571号(法令2006年399号、緊急法令2008年226号、法令2009年19号) 年金と傷害保険の料率は職種によって異なる。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:3.1% 2011年:4.1% 2012年:7.8% | | | 出所:ルーマニア労働・家族・社会保障・高齢者省 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 48 | 37 | 165 | 出所:不動産情報イモビリアレ 工業団地名:プロイエシュティ工業団地 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 5.27 | 4.05 | 18 | 出所:不動産情報イモビリアレ 工業団地名:プロイエシュティ工業団地 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 26 | 20 | 89 | 出所:不動産会社エソップ 地区名:ビクトリア広場 占有面積:138m2 税・諸経費の内訳:管理費2.5ユーロ |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 2,607 | 2,000 | 8,897 | 出所:イモビリアレ不動産ポータルサイト 地区名:アヴィアトリロール地区(ブカレスト市内) 住宅の種類:アパート 占有面積:125m2、3部屋、家具、駐車場付き |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.69 | 1.30 | 5.78 | 出所:ロムテレコム 月額基本料金:11.04ユーロ |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 21 | 16 | 71 | 出所:ロムテレコム ADSL:上り1Mbps/下り20Mbps/ VDSL:上り4Mbps/下り30Mbps |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 レイ | 備考 |
|------|------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------------------|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.17 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.59 | 出所: エネル 政令2012年53号 別途、物品税(0.5ユーロ/MWh)が加算。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:1.90 1kWh当たり料金: 0.16 | 月額基本料:1.45 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料:6.47 1kWh当たり料金: 0.56 | 出所: エネル 政令2012年53号 別途、物品税(1ユーロ/MWh)が加算。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.20 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.15 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.67 | 出所: 水道会社アパ・ノヴァ・ブカレスト |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.52~0.55 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.40~0.42 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.78~1.87 | 出所: エネルギー規制局(ANRE) 局令2013年46号 ガスの種類: 天然ガス、料金の幅は左が使用量116,277.79MWh以上、右が同23.25MWh以下の 場合。 別途、物品税(0.17ユーロ/GJ)が加算。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,686 (2)3,895 (3)4,038 | (1)2,060 (2)2,988 (3)3,098 | (1)9,166 (2)13,292 (3)13,780 | 出所: 日本郵船イスタンブール(陸上輸送費の出所はInternational Euro Cargo SRL) 工場立地: ブカレスト 最寄り港: コンスタンツァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場名(ブカレスト)→最寄り港(コンスタンツァ港)→横浜港 (2)第3国輸出: 工場名(ブカレスト)→最寄り港(コンスタンツァ港)→第3国仕向け港(ニューヨ ーク港) (3)対日輸入: 横浜港→最寄り港(コンスタンツァ港)→工場名(ブカレスト) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=3.4126レイ、1ユーロ=4.4485レイ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 16 | | 出所: ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号17条 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 16 | | 出所: ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号43条 一律(フラットタックス) |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 24 | | 出所: ルーマニア税管理庁(ANAF) 軽減税率: 書籍、見本市入場料、医薬品など: 9% 未婚または既婚者で、住居購入、養護施設向け供給品: 5%。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第10条) |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 工業的使用料: 15 文化的使用料: 10 | | 出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第12条) |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 レバ | 備考 | |
|-----------------------------------|---|--|------------|-------------|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 508 | 390 | 762 | 出所:ブルガリア統計局 2013年第1四半期データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおよそ0.5対1対1.5。 社会保障(事業者負担分)含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 1,016 | 779 | 1,524 | 出所:ブルガリア統計局 2013年第1四半期データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおよそ0.5対1対1.5。 社会保障(事業者負担分)含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,524 | 1,169 | 2,286 | 出所:ブルガリア統計局 2013年第1四半期データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおよそ0.5対1対1.5。 社会保障(事業者負担分)含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a | n.a | n.a | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 576 | 442 | 864 | 出所:ブルガリア統計局 2013年第1四半期データから算出。社会保障(事業者負担分)を含む。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 412 | 316 | 618 | 出所:ブルガリア統計局 2013年第1四半期データから算出。社会保障(事業者負担分)を含む。 |
| | 6.法定最低賃金 | 207 | 159 | 310 | 出所:2012年10月11日付け官報80号 改定日:2013年1月1日 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)1カ月相当 | | | 法的義務はないが、慣例としてクリスマス前に支払われることが多い。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:18.1% 被雇用者負担率:12.9% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.6% 医療保険:4.8% 年金:9.9%(1959年12月31日以前に生まれた被雇用者に対して) 年金:7.1%(1960年1月1日以降に生まれた被雇用者に対して) 労働災害保険:0.7% 疾病・妊娠保険:2.1% 追加社会保険:2.8%(1960年1月1日以降に生まれた被雇用者に対して) ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.4% 医療保険:3.2% 年金:7.9%(1959年12月31日以前生まれの被雇用者に対して) 年金:5.7%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) 疾病・妊娠保険:1.4% 追加社会保険:2.2%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) | | | 出所:社会保険法 |
| 9.名目賃金上昇率 (20010年→2011年→2012年) | 2010年:6.4% 2011年:5.8% 2012年:13.3% | | | 出所:ブルガリア統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 23~33 | 18~25 | 35~49 | 出所:Forton International(投資コンサルティング会社) ソフィア周辺地区。 税金、関連経費を含まない金額の相場。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 4.56 | 3.5 | 6.85 | 出所:Forton International 投資コンサルティング会社 工業団地名:ソフィア周辺地区 税金・諸経費含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 23 | 18 | 35 | 出所:ソフィア市「世界貿易センター・ソフィア」内オフィス VAT、水道・光熱・警備代など含む。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,389 | 2,600 | 5,085 | 出所:Mirela Ltd.社ウェブサイトおよび聴取 地区名:ソフィア市中心部オボリシュテ地区 住宅の種類:アパート 占有面積:219㎡ 駐車場 VAT・諸経費(管理費、警備費)込み、手数料1カ月分相当の家賃の60%、敷金1カ月。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 2.40 | 1.84 | 3.60 | 出所:通信サービス事業大手VIVACOM 料金算定方法:1分1.2レバ。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 15 | 12 | 23 | 出所:通信会社VIVACOM 架設料なし、月額使用量(固定料金)、下り最高20Mbps、2年契約の場合の月額。 VAT含まず。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 レバ | 備考 |
|------|-------------------------------|--|-----------------------------------|------------------------------------|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.10 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.19 | 出所:CEZ Elektro Bulgaria AD 従業員数50人未満、年間売上高1,950万レバ未満の事業所で、中電圧契約を前提とした屋間料金。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.16 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.12 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.24 | 出所:CEZ Elektro Bulgaria AD 屋間料金。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.39~1.68 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.06~1.29 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.08 ~2.52 | 出所:ソフィア水道公社 料金の幅は汚染物質の含有量によって生じる下水処理料金の相違。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.62 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.48 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.93 | 出所:オーバーガス 定期供給で年間契約料5万m ³ 以下の場合。 天然ガス。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)1,759 (2)2,258 (3)3,559 | (1)1,349 (2)1,732 (3)2,730 | (1)2,638 (2)3,387 (3)5,339 | 出所:Key Partners Ltd.(Container Shipping Agency) 工場立地:ソフィア 最寄り港:ヴァルナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ヴァルナ港→工場立地(ソフィア) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=1.5004レバ (2013年7月1日付) 1ユーロ=1.9558レバ (固定) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 10 | | 出所:法人税法(改正)2012年11月 94/30号 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:個人所得税法(改正)2012年11月 94/30号 一律10%のフラットタックス。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 20 | | 出所:付加価値税法 官報94/30号(2012年11月) 軽減税率:国外において販売されるツアーパッケージ料金に含まれる宿泊費に対しては9%の税率を適用。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第11条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 5 | | 出所:法人税法(第194条、200条) |
| | 27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%) | | 10 | | 出所:日本との租税条約(第12条) |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ディナール | 備考 | |
|----------------------------------|---|--|---------------|-----------------|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 459~697 | 352~535 | 40,053~60,876 | 出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。社会保障(雇用者負担分)含まず。 最少額290ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.093(2012年) 最大額440ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.093(2012年) 最少額(352ユーロ)は金属加工業、最大額(535ユーロ)は電気・電子産業の場合。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 729~2,376 | 559~1,823 | 63,607~207,434 | 出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。社会保障(雇用者負担分)含まず。 最少額460ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.093(2012年) 最大額1,500ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.093(2012年) 最少額(559ユーロ)は金属加工業、最大額(1,823ユーロ)は電気・電子産業の場合。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,395~3,169 | 1,070~2,431 | 121,752~276,616 | 出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 下記データに基づき算出。社会保障(雇用者負担分)含まず。 最少額880ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.093(2012年) 最大額2,000ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.093(2012年) 最少額(1,070ユーロ)は金属加工業、最大額(2,431ユーロ)は電気・電子産業の場合。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 349 | 268 | 30,494 | 出所:セルビア統計局 2013年1~4月期飲食サービス業の平均グロス賃金。 月額。社会保障(被雇用者負担分)、所得税含む。 |
| | 6.法定最低賃金 | 211 | 162 | 18,400 | 出所:セルビア社会経済評議会(政府、雇用者団体、労働組合による労使問題協議のための委員会組織) 改定日:2013年4月5日 時給(手取り額)×8時間×20日間で月額換算。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)の10~30%程度 | | | 出所:法律で定められていないが、慣例として支給。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:17.9% 被雇用者負担率:19.9% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.75% 医療保険:6.15% 年金:11.0% | | | 出所:強制社会保障法(第44条改正) 改定日:2013年5月30日 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:7.6% 2011年:11.2% 2012年:9.3% | | | 出所:セルビア統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 175 | 134 | 15,247 | 出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:TD Marvel 2(ベオグラード) 土地・家屋取得税(2.5%)含まず。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 4.95 | 3.80 | 432 | 出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:ノビ・サド(ノビ・サド市、ベオグラードから約80キロ。) 不動産賃貸料税(20%)含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 9.78 | 7.50 | 853 | 出所:不動産会社ネイマープラス 地区名:ノビ・ベオグラード 占有面積:200m2 不動産賃貸料税20%、管理費など含まず。 敷金:賃料1ヵ月相当。 不動産屋手数料:賃料1ヵ月相当の50% |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 1,695 | 1,300 | 147,923 | 出所:不動産会社エリート 地区名:ベオグラード市デディニエ 住宅の種類:コンドミニアム 占有面積:130m2 駐車場 不動産賃貸料税20%、管理費など含まず。 敷金:賃料1ヵ月相当。 不動産屋手数料:家賃1ヵ月分の50% |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.83 | 1.41 | 160 | 出所:テレコム・セルビア 料金算定方法:1分53.41ディナール |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 37 | 28 | 3,228 | 出所:テレコム・セルビア タイプ「Click 1」(固定IPアドレス)、ADSL、月額固定料金 下り1,536/上り256kbps。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ディナール | 備考 |
|------|------------------------------|--|---------------------------------------|--|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:7.53 1kWh当たり料金: 0.02~0.05 | 月額基本料:5.77 1kWh当たり料金: 0.01~0.04 | 月額基本料:657 1kWh当たり料金: 1.48~4.43 | 出所:セルビア電力公社 料金算定方法: 高電圧の場合。 月額基本料=(契約電力(kW)×535.485ディナール)+121.29ディナール、左記は契約電力1kW の場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧により異なる。 VAT(20%)含まず。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:1.88 1kWh当たり料金: 0.02~0.17 | 月額基本料:1.44 1kWh当たり料金: 0.01~0.13 | 月額基本料:164 1kWh当たり料金: 1.35~15 | 出所:セルビア電力公社 料金算定方法: 月額基本料=(契約電力(kW)×42.839ディナール)+121.29ディナール、左記は契約電力1kW の場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧、時間帯により異なる。 VAT(20%)含まず。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.86 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.66 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 75 | 出所:ベオグラード市上下水道事業公社 上水道74.97ディナール+下水道40.35ディナール VAT(8%)含む。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:0.21 1m3当たり料金: 0.47 | 月額基本料:0.16 1m3当たり料金: 0.36 | 月額基本料:18 1m3当たり料金: 41 | 出所:ベオガス 月額基本料金:タンク容量×215.40/12カ月、左記はタンク容量が1m ³ の場合。 VAT(8%)含まず。 LPGガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,542 (2)3,846 (3)4,321 | (1)1,950 (2)2,950 (3)3,315 | (1)221,885 (2)335,672 (3)377,204 | 出所:シェンカー 工場名(都市名):ベオグラード 最寄り港:リエカ港(クロアチア) 第3国仕向け港:ニューヨーク港(米国) (1)対日輸出:工場立地(ベオグラード)→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ベオグラード)→リエカ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→工場立地(ベオグラード) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=87.290ディナール、1ユーロ=113.787ディナール (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 15 | | 出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第39条) 改定日:2013年5月30日 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 15 | | 出所:セルビア財務・経済省税務局 個人所得税法(第89条) |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 20 | | 出所:セルビア財務・経済省税務局 付加価値税法(第23条) 軽減税率:パン、ミルク、小麦、砂糖などの基礎食料品、青果、生鮮・冷凍魚及び肉、卵、ホテル などの宿泊料金、医療品、水道料金、食料品、農業、肥料、新聞、各種入場料、天然ガスなど 8%。 改定日:2012年10月1日 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 20 | | 出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条) |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 20 | | 出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条) |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 20 | | 出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条) |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 クナ | 備考 | |
|----------------------------------|---|---|----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 794 | 609 | 4,535 | 出所:クロアチア統計局 2013年第1四半期平均値に基づき算出。 「工場・機械操業者・組立人」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 1,141 | 875 | 6,514 | 出所:クロアチア統計局 2013年第1四半期平均値に基づき算出。 「技術士・技術士補」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,690 | 1,296 | 9,650 | 出所:クロアチア統計局 2013年第1四半期平均値に基づき算出。 「マネージャーなど」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a | n.a | n.a | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 696 | 534 | 3,972 | 出所:クロアチア統計局 2013年第1四半期平均値に基づき算出。 「サービス、店舗スタッフ、ショップセールスワーカー」の項目。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | | | | |
| | 6.法定最低賃金 | 523 | 401 | 2,985 | 出所:最低賃金法 改定日:2013年4月30日 2013年7月1日から2013年12月31日まで適用。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | - | | | 出所:法的支給義務なし。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:15.2% 被雇用者負担率:20% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.7% 医療保険:13% その他(傷害保険):0.5% ■被雇用者負担率の内訳: 年金:20% | | | 出所:社会負担法 傷害保険は職業に起因する傷病治療負担を担保するもの。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:△0.4% 2011年:1.5% 2012年:1.0% | | | 出所:クロアチア統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | (1)119 (2)196 | (1)91 (2)150 | (1)677 (2)1,117 | 出所:現地不動産会社ザグレブウエスト (1)ザグレブBijenik工業団地1,264m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 (2)ザグレブIvanja-Reka工業団地約10,000m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 VAT非課税。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 5.87 | 4.50 | 33 | 出所:現地不動産会社デロス Popovec地区 1,050m2 VAT含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | (1)16 (2)10 (3)12 | (1)12 (2)7.90 (3)9.00 | (1)89 (2)59 (3)67 | 出所:現地不動産会社ドモスフェラ (1)ザグレブMaksimira地区 100m2 (2)ザグレブ市内中心部 114m2 (3)ザグレブPantovcak地区 245m2 VAT含まず。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | (1)1,564 (2)1,304 (3)1,955 | (1)1,200 (2)1,000 (3)1,500 | (1)8,933 (2)7,444 (3)11,166 | 出所:現地不動産会社ドモスフェラ (1)ザグレブMaksimira地区 112m2 (2)ザグレブPantovcak地区 190m2 (3)ザグレブMlinovi地区 170m2 住宅の種類:アパート VAT非課税。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 5.43 | 4.16 | 31 | 出所:T-comクロアチア 料金算定方法:1分10.17クナ。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 72 | 55 | 411 | 出所:T-comクロアチア 「MAX2 BIZ Flat+」プラン 24カ月契約の場合の月額。 ADSL最大下り4Mbps/上り512kbps |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 クナ | 備考 |
|------|------------------------------|---|---------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kW当たり) | 月額基本料:18 1kWh当たり料金: 0.09~0.10 | 月額基本料:14 1kWh当たり料金: 0.07~0.08 | 月額基本料:101 1kWh当たり料金: 0.49~0.58 | 出所:クロアチア電力(HEP) 料金算定方法:「中電圧ホワイトプラン」 VAT含まず。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:3.85 1kWh当たり料金: 0.10~0.20 | 月額基本料:2.96 1kWh当たり料金: 0.08~0.15 | 月額基本料:22 1kWh当たり料金: 0.56~1.14 | 出所:クロアチア電力(HEP) 料金算定方法:「低電圧ホワイトプラン」 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:9.63 1m3当たり料金:4.55 | 月額基本料:7.39 1m3当たり料金:3.49 | 月額基本料:55 1m3当たり料金:26 | 出所:水供給・下水処理会社ヴオドオプスクルパ・イ・オデュヴォジュニヤ(VIO) 32mm口径。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金:0.87 | 月額基本料:- 1m3当たり料金:0.67 | 月額基本料:- 1m3当たり料金:4.99 | 出所:ザグレブ市ガス供給会社 天然ガス。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)1,700 (2)2,800 (3)2,600 | (1)1,304 (2)2,148 (3)1,994 | (1)9,708 (2)15,990 (3)14,848 | 出所:Nロジスティカ、Transagent Rijeka 工場立地:リエカ 最寄り港:リエカ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(リエカ)→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(リエカ)→リエカ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→工場立地(リエカ) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=5.7108クナ、1ユーロ=7.4442クナ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 20 | | 出所:クロアチア財務省、国税庁、所得税法、利益税法 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 40 | | 出所:クロアチア財務省 所得税法 3段階(12%、25%、40%)の累進課税。 注:所得税に上乗せされる地方賦課金(自治体により税率が異なる)除く。 例えば、ザグレブ在住者に対しては、所得税(国税)と地方賦課金を合わせた税率は 47.2%。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 25 | | 出所:クロアチア財務省 付加価値税法 軽減税率: ・パン、ミルク、医薬品、書籍、映画入場料など:5% ・ホテル宿泊、新聞紙、レストランサービス、食用オイル、ベビーフードなど:10% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 15 | | 出所:クロアチア財務省 利益税法 日本との租税条約なし。 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 12 | | 出所:クロアチア財務省 利益税法 日本との租税条約なし。 |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 15 | | 出所:クロアチア財務省 利益税法 日本との租税条約なし。 |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ルーブル | 備考 | |
|----------------------------------|---|--|--|--|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 1,056~1,188 | 810~911 | 34,800~39,150 | 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№2, 2012(2013年2月1日時点) 保守工 基本給のみ。社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含まず。 月額。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 792~2,376 | 608~1,823 | 26,100~78,300 | 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№2, 2012(2013年2月1日時点) 主任給電技師 基本給のみ。社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含まず。 月額。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 792~2,376 | 608~1,823 | 26,100~78,300 | 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№2, 2012(2013年2月1日時点) 部長(総務担当) 基本給のみ。社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含まず。 月額。 |
| | 4.営業職 (月額) | 660~1,980 | 506~1,519 | 21,750~65,250 | 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№2, 2012(2013年2月1日時点) 営業職 基本給のみ。社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含まず。 月額。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 528~1,848 | 405~1,418 | 17,400~60,900 | 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№2, 2012(2013年2月1日時点) 販売員 基本給のみ。社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含まず。 月額。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 528~1,056 | 405~810 | 17,400~34,800 | 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№2, 2012(2013年2月1日時点) 調理補助員 基本給のみ。社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与含まず。 月額。 |
| | 6.法定最低賃金 | 370 | 284 | 12,200 | 改定日:2013年7月1日 月額。 出所:2012年12月12日付モスクワ市政府決定第718-PP号合意「2013年のモスクワ市における最低賃金について」 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | (1)1,497~2,052 (2)1,733~6,177 (3)4,752~7,286 (4)2,534~23,759 (5)1,584~25,343 (6)950~8,111 | (1)1,148~1,574 (2)1,330~4,739 (3)3,645~5,589 (4)1,944~18,226 (5)1,215~19,442 (6)729~6,222 | (1)49,320~67,620 (2)57,120~203,580 (3)156,600~240,120 (4)83,520~783,000 (5)52,200~835,200 (6)31,320~267,300 | 出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」№2, 2012(2013年2月1日時点) (1)保守工 (2)主任給電技師 (3)部長(総務担当) (4)営業職 (5)販売員 (6)調理補助員 |
| | 8.社会保険負担率 | 事業主負担率:30.2%~38.5% ■雇用者負担率の内訳: 社会保険料:30% 労災保険:0.2%~8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる) | | | 出所:2005年12月22日付連邦法第179-FZ号、2009年7月24日付連邦法第212-FZ号、2012年12月10日付連邦政府決定第1276号。 社会保険料を算出する基準額が年間56万8,000ルーブルを超える場合、その超過分に10%の年金基金の保険料のみ課される。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:15.1% 2011年:16.9% 2012年:12.8% | | | 出所:ロシア連邦国家統計局 モスクワ市 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | (a)79 (b)152 | (a)61 (b)117 | (a)2,600 (b)5,011 | 出所:不動産会社インベスト・ネドゥビジモスチ 工業団地名: (a)カッシーラ街道沿い(モスクワ環状自動車道から8km) (b)キエフ街道沿い(モスクワ環状自動車道から22km) |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | (a)6.37~7.56 (b)17 | (a)4.89~5.82 (b)13 | (a)210~250 (b)550 | 出所: (a)製造・倉庫用工業団地「セルゲエヴォ」(シンフェロポリ街道沿い、モスクワ環状自動車道から55km) 共益費含まず。 (b)工業団地「オチャコヴォ」(アミニエフスク・モジャイスク街道沿い、モスクワ環状自動車道から4km) 共益費含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 86 | 66 | 2,834 | 出所:コリエルス・インターナショナル「オフィス市場概況」2013年第1四半期 中央行政区のクラスA物件 月額平均 共益費含まず。 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 8,500~10,300 | 6,521~7,902 | 280,124~339,445 | 出所:ブラックウッド「住宅市場概況」2013年上半期 中心部、3~4部屋 税・諸経費は物件によって異なる。 通常家賃1か月相当のデポジットを大家に預ける。 VAT、諸経費については契約条件により異なる。 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 3.16 | 2.42 | 104 | 出所:ロステレコム アジア1地区料金(平日8~20時) |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 143 | 110 | 4,719 | 出所:MGTS 料金プラン「ビジネス・ホロドヌイ・ラスチョト 6144」 月額。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ルーブル | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|---|------------------------------------|---|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.04~0.09 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03~0.07 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 1.18~3.04 | 出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.04~0.14 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03~0.11 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 1.16~4.54 | 出所:モスクワ市エネルギー販売事業公社「モスエネルギー」 1kWh当たり料金は時間帯及び電気暖房設備、電気調理設備の有無によって異なる。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.95 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.73 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 31 | 出所:モスクワ市水道事業公社「モスヴォドカナル」 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.11 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.08 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 3.61 | 出所:ロシア連邦公共料金局 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)3,000 (2)1,800 (3)4,400 | (1)2,301 (2)1,381 (3)3,375 | (1)98,867 (2)59,320 (3)145,006 | 出所:日系物流会社 工場立地:モスクワ 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→横浜港 内訳:陸送費1,000ドル、海上輸送費2,000ドル (2)第3国輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→ブレマーハーフェン港(ドイツ) 内訳:陸送費1,000ドル、海上輸送費800ドル (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港→工場立地(モスクワ) 内訳:陸送費1,600ドル、海上輸送費:2,800ドル 40フィートコンテナ |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=32.9558、1ユーロ=42.9595 (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 合計:20 連邦分:2 地方分:18 | | | 出所:国税基本法第250条、第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子も対象になるが場合によって税率は異なる。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 13 | | | 出所:国税基本法第224条 懸賞賞金、受取利子など一部は税率が異なる。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 18 | | | 出所:国税基本法第164条 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、 医薬品:10% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 15 | | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条 |
| 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条 | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ルーブル | 備考 | |
|----------------------------------|---|---|--|---|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 681~1,076 | 523~826 | 22,447~35,468 | 出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 製造ライン作業員 外国企業勤務の場合。 基本給。賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 852~1,345 | 654~1,032 | 28,075~ 44,328 | 出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 工場ライン監督者 外国企業勤務の場合。 基本給。賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,896~4,674 | 1,454~3,585 | 62,476~154,030 | 出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 工場ショップ長 外国企業勤務の場合。 基本給。賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 1,336~4,473 | 1,025~3,432 | 44,043~147,419 | 出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 エリア販売マネージャー 外国企業勤務の場合。 基本給。賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 348~713 | 267~547 | 11,470~23,495 | 出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 ショップアシスタント 外国企業勤務の場合。 基本給。賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 348~713 | 267~547 | 11,470~23,495 | 出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 ショップアシスタント 飲食店舗のデータがないためアパレルで代用。 外国企業勤務の場合。 基本給。賞与含む。社会保障(雇用者負担分)、残業代含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | a) 253 b) 212 | a) 194 b) 163 | a) 8,326 b) 7,000 | 出所: a)地域間合意第257/12-S号「サンクトペテルブルク市の2013年の最低賃金のついて」 b)地域間合意第18/s-12号「レニングラード州の2013年の最低賃金のついて」 改定日: a)2012年12月17日付 サンクトペテルブルク市 b)2012年12月24日付 レニングラード州 月額。 レニングラード州は2013年9月1日以降。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 1. 321~837 2. 284~984 3. 982~7,032 4. 2,354~6,952 | 1. 246~642 2. 218~755 3. 7,536~5,395 4. 1,806~5,333 | 1. 10,574~27,568 2. 9,373~32,443 3. 32,375~231,750 4. 77,578~229,104 | 出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」 基本給含む。 1.~4.は上記項目1.~4.に対応。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:30.2~38.5% 被雇用者負担率:なし ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.9% 強制医療保険:5.1% 年金:22.0% 労災保険:0.2~8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる) | | | 出所:2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 労災保険を除き56万8,000ルーブルまでは社会保険負担率は合計30%。56万8,000ルーブルを越えた部分は当該部分の10%。 出所:2012年12月10日付連邦政府決定第1276号。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:11.9% 2011年:8.60% 2012年:11.5% | | | 出所:サンクトペテルブルク市・レニングラード州国家統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | (a) 70 (b) 40 (c) 80 | (a) 91 (b) 52 (c) 104 | (a) 2,306 (b) 1,318 (c) 2,636 | 出所:不動産会社「コリエルス・インターナショナル」 工業団地名: (a)ウトキナ・ザボディ(サンクトペテルブルク市南東) (b)サンクトペテルブルク市南郊外(環状自動車道路から20~40km) (c)シュジャリ(サンクトペテルブルク市南東) ドル建てをルーブル建て、ユーロ建てに換算。 ユーティリティ整備費が別途必要。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | (a) 45 (b) 35 | (a) 35 (b) 27 | (a) 1,490 (b) 1,156 | 出所:不動産会社「コリエルス・インターナショナル」 VAT、管理費含む、中心部 a) クラスA、 b) クラスB |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 2,275 | (b) 1,500 | 76,000 | 出所:不動産会社ツァン 地区名:中央地区 住宅の種類:市中心部のアパート 占有面積:100~150m2 税・諸経費の内訳:管理費含む、セイフティ・デポジット1ヵ月分と不動産への仲介手数料1ヵ月分が必要。 住宅借上における現地特有の慣習(ある場合)。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.61 | 1.23 | 53 | 出所:ロステレコム アジア1地区料金 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | a) 3.03 b) 51 | a) 2.33 b) 50 | a) 100 b) 1,670 | 出所:ロステレコム 料金プラン「オプティミザトル」使い放題 ADSL、下り回線速度2Mbps、Wi-Fiルーター及び電話一回線付き、 a) 架設量 b) 月額基本料 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ルーブル | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|--|---------------------------------------|---|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.06~0.10 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05~0.08 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 2.06~3.41 | 出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 時間帯及び料金メーターの有無によって異なる。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.06~0.10 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05~0.08 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 2.06~3.41 | 出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 時間帯及び料金メーターの有無によって異なる。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: a)0.70 b)0.13 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: a)0.54 b)0.10 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: a)23 b)4.18 | 出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 a)飲用水、b)工業用水 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.15 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.12 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 5.03 | 出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,000 (2)800 (3)2,800 | (1)1,534 (2)614 (3)2,148 | (1)65,912 (2)26,365 (3)92,276 | 出所:日系物流会社 工場名(都市名):サンクトペテルブルク 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:サンクトペテルブルク→サンクトペテルブルク港→横浜港 (2)第3国輸出:サンクトペテルブルク→サンクトペテルブルク港→ブレマーハーフェン港 (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港→サンクトペテルブルク 40フィートコンテナ、ドル建てをルーブル建て、ユーロ建てに換算。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=32.9558ルーブル、1ユーロ=42.9595ルーブル (2013年7月1日) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 合計:20 連邦分:2 地方分:18 | | | 出所:国税基本法第250条、第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子も対象になるが場合によって税率は異なる。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 13 | | | 出所:国税基本法第224条 懸賞賞金、受取利子など一部は税率が異なる。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 18 | | | 出所:国税基本法第164条 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、 医薬品:10% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義 共和国連邦政府との間の条約第8条 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 15 | | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義 共和国連邦政府との間の条約第7条 |
| 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義 共和国連邦政府との間の条約第9条 | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 フリブニャ | 備考 | |
|----------------------------------|---|---|--|--|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 449~836 | 344~641 | 3,659~6,820 | 出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2013年7月30日時点)」 製造ライン作業員 基本給。社会保障(雇用者負担分)含む。残業代、賞与含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 1,048~1,804 | 804~1,384 | 8,550~14,720 | 出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2013年7月30日時点)」 工場ライン監督者 基本給。社会保障(雇用者負担分)含む。残業代、賞与含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1956~4,462 | 1,501~3,423 | 15,958~36,397 | 出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2013年7月30日時点)」 基本給。社会保障(雇用者負担分)含む。残業代、賞与含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 980~1,630 | 752~1,250 | 7,993~13,295 | 出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2013年7月30日時点)」 基本給。社会保障(雇用者負担分)含む。残業代、賞与含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 314~766 | 241~588 | 2,565~6,252 | 出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2013年7月30日時点)」 販売アシスタント 基本給。社会保障(雇用者負担分)含む。残業代、賞与含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 290~640 | 222~491 | 2,366~5,225 | 出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2013年7月30日時点)」 基本給。社会保障(雇用者負担分)含む。残業代、賞与含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | 141 | 108 | 1,147 | 出所:2012年12月6日付ウクライナ法第5515-VI号 改定日:2013年1月1日 月額 2013年1月1日から2013年11月30日までの額。 2013年12月1日から2013年12月31日は1,218フリブニャ/月。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | (1)0 (2)0 (3)5,354~11,485 (4)2,034~7,859 (5-1)314~766 (5-2)0 | (1)0 (2)0 (3)4,107~8,811 (4)1,560~6,029 (5-1)241~588 (5-2)0 | (1)0 (2)0 (3)43,676~93,698 (4)16,590~64,111 (5-1)2,562~6,252 (5-2)0 | 出所:ヒルインターナショナル「Salary Survey report(2013年7月30日時点)」 (1)製造ライン作業員 (2)工場ライン監督者 (3)生産監督者 (4)営業職 (5-1)販売アシスタント (5-2)店舗スタッフ(飲食) |
| | 8.社会保険負担率 | ■雇用者負担率:36.76~49.7%(業種の危険度合いによる) ■被雇用者負担率:3.6% | | | 出所:2010年7月8日付ウクライナ法第2464-VI号(2013年5月14日付ウクライナ法第231-VII号により最終改訂) |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:15.8% 2011年:16.9% 2012年:14.8% | | | 出所:キエフ市統計局 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 9~39 | 6.90~30 | 73~318 | 出所:テフノパーク工業団地 テフノパーク工業団地 キエフ州(キエフから22km) 税・諸経費については契約条件によって異なる。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニャ建てに換算。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 2.70 | 2.02 | 22 | 出所:チェックシル工業団地 チェックシル工業団地 チェルニゴフ市(キエフから150km) 税・諸経費については契約条件によって異なる。 管理費含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 24~36 | 18~28 | 196~294 | 出所:不動産会社コリエルズインターナショナル キエフ市のA案件 税・諸経費については契約条件によって異なる。 管理費含まず。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニャ建てに換算。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 2,000~4,500 | 1,534~3,452 | 16,316~36,711 | 出所:不動産キエフインターナショナル・リアリティ キエフ市内中心部(住宅面積より異なる)(3部屋) 水道代、電気料金、ガス料金は含まず。 税・諸経費については契約条件によって異なる。 初回賃料として2ヶ月分を支払う(賃貸開始月と最終月の2か月分)。 前金払いも別途必要。 米ドル建てをフリブニャ建てに換算。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.44~1.80 | 1.10~1.38 | 12~15 | 出所:ウクルテレコム 平日18時~8時および土日祝日は1分間0.48米ドル 平日8時~18時のみは1分間0.60米ドル 米ドル建てをフリブニャ建てに換算。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 架設料:0.12 月額基本料:19.6 | 架設料:0.09 月額基本料:15 | 架設料:1.00 月額基本料:160 | 出所:ウクルテレコム 料金算定方法:料金プラン「OGO! Office Ultra」 下り回線速度6~24Mbps、上り回線速度3Mbps。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 フリブニャ | 備考 |
|------|-------------------------------|--|---|---|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.12~0.15 | 月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.09~0.12 | 月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.97~1.24 | 出所:キエフエネルギー 2013年8月1日以降。 1kWh当たりの料金は電圧および時間帯によって異なる。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.03~0.12 | 月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.03~0.09 | 月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.28~0.96 | 出所:キエフエネルギー 1kWh当たりの料金は電圧および時間帯によって異なる。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料: - 1m3当たり料金: (a)0.41 (b)0.33 | 月額基本料: - 1m3当たり料金: (a)0.32 (b)0.25 | 月額基本料: - 1m3当たり料金: (a)3.36 (b)2.66 | 出所:キエフウオドカナル (a)上水道料金 (b)下水道料金 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: - 1m3当たり料金: 0.51 | 月額基本料: - 1m3当たり料金: 0.39 | 月額基本料: - 1m3当たり料金: 4.15 | 出所:2013年7月18日付エネルギー分野の規制に関する国家委員会決定第935号 2013年8月1日以降。 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)2,900 (2)2,900 (3)4,950 | (1)2,225 (2)2,225 (3)3,797 | (1)23,658 (2)23,658 (3)40,382 | 出所:日系物流会社 工場立地:クレメレチュク 最寄り港:オデッサ港 第3国仕向け港:香港 (1)対日輸出:工場立地(クレメレチュク)→オデッサ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(クレメレチュク)→オデッサ港→香港 (3)対日輸入:横浜港→オデッサ港→工場立地(クレメレチュク) 陸上輸送費、ターミナルハンドリング料金を含む。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニャ建てに換算。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=8.1580フリブニャ、1ユーロ=10.6344フリブニャ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 19 | | 出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号(2013年7月4日付ウクライナ法第422-VII号により最終改訂) 2013年1月1日~12月31日まで19%、2014年1月1日以降は16%。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 17 | | 出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号(2013年7月4日付ウクライナ法第422-VII号により最終改訂) 最低賃金の10倍超の月収の場合。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 20 | | 出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号(2013年7月4日付ウクライナ法第422-VII号により最終改訂) 2013年12月31日まで20%、2014年1月1日以降は17%。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条 日ソ租税条約を継承。 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 15 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条 日ソ租税条約を継承。 |
| | 27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%) | | 10 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条 日ソ租税条約を継承。 |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 スム | 備考 | |
|----------------------------------|---|---|---------------------|--|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 358 | 275 | 750,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 別途交通費、食事代を支給。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 526 | 403 | 1,100,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 別途交通費、食事代を支給。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,003 | 770 | 2,100,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 業績給として別途毎月約600,000スム。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 4.営業職 (月額) | 478 | 367 | 1,000,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 業績給として別途毎月約600,000スム。別途、交通費、食事手当、携帯電話使用料(通話料込み)を支給。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 239 | 183 | 500,000 | 出所:地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。 左記に売上額の3%を加算。 食事手当110,000スムを別途支給。社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 287 | 220 | 600,000 | 出所:地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。 社会保障(雇用者負担分)含まず。 |
| | 6.法定最低賃金 | 38 | 29 | 79,590 | 改定日:2012年12月1日 大統領令第UP-4482号(2012年11月9日付) 2013年8月15日から91,530スムに引き上げ(大統領令第UP-4547号2013年7月11日付)。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | n.a. | | | ボーナス支給に関する定めを記述した条文は設定されていない。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:25% 被雇用者負担率:7% ■雇用者負担率の内訳: 統一社会保険料:25% その他: 予算外企業年金:総売上高の1.6% 予算外道路基金:総売上高の1.4% 予算外学校教育基金:総売上高の0.5% ■被雇用者負担率の内訳: 年金基金(保険部分):6% 年金基金(積立部分):1% | | | 出所:大統領令第PP-1887号(2012年12月25日付) |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:32.0% 2011年:26.5% 2012年:26.5% | | | 出所: 大統領令第UP-4152号(2009年11月16日付) 大統領令第UP-4253号(2010年11月15日付) 大統領令第UP-4377号(2011年11月3日付) 大統領令第UP-4482号(2012年11月9日付) 当該データは未公表 左記は全国の公務員給与および法定最低賃金の上昇率を記載。 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | n.a. | n.a. | n.a. | 土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間108,470,044スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令第2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。 また、大統領令第UP-4059号(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された。 同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が条件。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | n.a. | n.a. | n.a. | 土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間108,470,044スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令第2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。 また、大統領令第UP-4059号(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された。 同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が条件。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 28 | 21 | 57,560 | 出所:インターナショナル・ビジネスセンター 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。 当該物件については付加価値税免除。他の物件については課税の可能性がある。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,000~ 5,000 | 2,301~ 3,836 | 6,279,300~ 10,465,500 | 出所:地元不動産事業者 市内中心部の戸建て200~400m2、5~6部屋。 電気代と国際電話使用料以外は大家負担が多い。 通常3~6ヵ月分の前払い。 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 7.38 | 5.66 | 15,447 | 出所:ビーライン その他アジア地区料金 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。 支払日の中央銀行公定レート換算でスム払い。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 架設料:無料 月間使用料:330 | 架設料:無料 月間使用料:253 | 架設料:無料 月間使用料:690,723 | 出所:ブストン 料金プラン:アドミラル 回線速度(毎秒):下り512Kbit 上り256Kbit。 米ドル建てをスム建て、ユーロ建てに換算。 中央銀行公定レート換算でスム払い。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 スム | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|---|----------------------------------|---|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.04 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 112 | 出所:ウズベクエネルギー 750kVA以下の場合。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.05 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.04 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 112 | 出所:ウズベクエネルギー 付加価値税賦課対象外。 電気コンロ常設の家庭は1kWh当たり56.10スム。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.21 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.16 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 437 | 出所:スヴソス 上水・下水道料金の合計額。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.07 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.05 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 140 | 出所:タシケントシャハルガス 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)7,900 (2)6,300 (3)9,100 | (1)6,060 (2)4,833 (3)6,981 | (1)16,535,490 (2)13,186,530 (3)19,047,210 | 出所:Militzer&Munch 工場立地:タシケント 最寄り港:ポストチヌイ港(ロシア)もしくはノボロシク港(ロシア) 第3国仕向け港:アントワープ港(ベルギー) (1)工場立地(タシケント)→ポストチヌイ港3,530ドル、ポストチヌイ港→横浜港4,370ドル 日数30~35日 (2)工場立地(タシケント)→ノボロシク港3,630ドル、ノボロシク港→アントワープ港(ベルギー)2,670ドル 日数20~25日 (3)横浜港→ポストチヌイ港5,100ドル、ポストチヌイ港→工場立地(タシケント)4,000ドル 日数30~35日 商品によって警備代370ドルが加算。 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。 |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=2,093.10スム、1ユーロ=2,728.46スム (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 9 | | 出所:大統領決定第PP-1887号(2012年12月25日付) 商業銀行や興行など特定業種を除く。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 22 | | 出所:大統領決定第PP-1887号(2012年12月25日付) 法定最低賃金の5倍以下の場合:9% 同5倍を超え10倍以下の場合:8%(法定最低賃金の5倍以下の部分)+16%(同5倍を超える部分) 同10倍を超える場合:8%(法定最低賃金の5倍以下の部分)+16%(法定最低賃金の10倍以下の部分)+22%(同10倍を超える部分) なお、当該税率には個人負担の社会保険の一部(年金積立基金分の1%)が含まれる。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 20 | | 出所:大統領決定第PP-1887号(2012年12月25日付) |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条 日ソ租税条約を承継。 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 15 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条 日ソ租税条約を承継。 |
| 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 10 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条 日ソ租税条約を承継。 | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 テンゲ | 備考 | |
|----------------------------------|--|---|------------------|-----------------------------|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 395~527 | 303~404 | 60,000~80,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業A社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 988 | 758 | 150,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業B社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 790~988 | 606~758 | 120,000~150,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業C社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | 659 | 505 | 100,000 | 出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業D社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 461 | 354 | 70,000 | 出所:地場資本の店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 395~461 | 303~354 | 60,000~70,000 | 出所:地場資本の店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 6.法定最低賃金 | 123 | 94 | 18,660 | 出所:共和国法第1520-N54-V号「2013~2015年共和国予算について」(2012年11月23日付) 改定日:2013年1月1日 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | n.a. | | | 規程はない。企業によって年間給与の1~12%で支給。 |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:5.04~14.99% 被雇用者負担率:(年金基金)10% ■雇用者負担率の内訳 失業保険:5% 労災保険:0.04~9.99% | | | 出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付) 共和国法第405号-II「強制社会保険について」(2003年4月25日付) 共和国法第30-III号「労働者の職務遂行における生命および健康への危害に対する雇用者の市民・法的責任強制保険について」(2005年2月7日付) 共和国法第136-1号「年金保障法」(1997年6月20日付) 別途、雇用者には社会税として11%が課される。 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:12.0% 2011年:14.1% 2012年:9.8% | | | 出所:アルマトイ市統計局 各年の月間平均前年比。 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 9.5 | 7.29 | 1,443 | 出所:工業団地「ダム」 工業団地名:アルマトイ州・イリイスキ地区パイセルケ村 VAT非課税。 米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 12 | 9.45 | 1,871 | 出所:工業団地「ダム」 米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。 共益費含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 20~50 | 15~38 | 3,037~7,592 | 出所:地元不動産業者(アルマトイ・リアル・エステート社) アルマトイ中心地。 共益費含まず。 米ドル建てを支払い時の中央銀行レートでテンゲ払い。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 3,500~12,000 | 2,685~9,206 | 531,458~1,822,140 | 出所:地元不動産業者(アブソルート社) アルマトイ市中心地 戸建(200~800m2) 駐車場、プール 共益費含まず。 米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 0.26 | 0.20 | 40 | 出所:アルマトイテレコム |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 架設料:35 基本料:31 | 架設料:27 基本料:24 | 架設料:5,377 基本料:4,700 | 出所:アルマトイテレコム 上り1024kb/s、下り8192kb/s。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 テンゲ | 備考 |
|------|------------------------------|---|------------------------------------|--|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.16 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.12 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 3.24 ~24 | 出所:アルマトイエネルギーズ 昼間料金(7時~19時):11テンゲ/kWh 夜間料金(19時~23時):24テンゲ/kWh 深夜料金(23時~7時):3.24テンゲ/kWh 時間帯によって単価が変わる。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.09~0.15 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.07~0.11 | 月額基本料:- 1kWh当たり料金: 13~23 | 出所:アルマトイエネルギーズ 住人1人当たりの使用量に応じて13テンゲ/kWh、18テンゲ/kWh、23テンゲ/kWhの三段階(電気コンロを有さない家庭ではそれぞれ90kWhまで、160kWhまで、160kWh以上。電気コンロを有する家庭では115kWhまで、190kWhまで、190kWh以上) 使用料によって単価が変わる。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.27 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.97 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 193 | 出所:ホールディング・アルマトイ スウ 上水道料金:143テンゲ/m3 下水道料金:50テンゲ/m3 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.16 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.12 | 月額基本料:- 1m3当たり料金: 24 | 出所:カズトランスガス・アルマトイ 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)9,000 (2)3,600 (3)9,000 | (1)6,904 (2)2,762 (3)6,904 | (1)1,366,605 (2)546,642 (3)1,366,605 | 出所:"Globalink Transportation and Logistics Worldwide"LLCにヒアリング 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。 工場立地:アルマトイ 最寄り港:蓮雲港(中国)、(2)のみアクタウ港 第3国仕向け港:ネカ港(イラン) (1)対日輸出:工場立地(アルマトイ)→蓮雲港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(アルマトイ)→アクタウ港→ネカ港 (3)対日輸入:横浜港→蓮雲港→工場立地(アルマトイ) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=151.845テンゲ、1ユーロ=197.938テンゲ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 20 | | 出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付) |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付) キャピタルゲイン、受取利子含む。 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 12 | | 出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)について」(2008年12月10日付) |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 10 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約第11条 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 15 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約第10条 持ち株割合10%以上の場合5% |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 10 | | 出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約第12条 |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 トルコリラ | 備考 | |
|----------------------------------|---|--|--|---|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 2,274 | 1,745 | 4,373 | 出所:出所:データ出所:トルコ雇用者連合(TISK) 業種によって異なる。平均値を算出。 基本給、残業代、賞与、社会保障(雇用者負担分)含む。 企業により、食事手当、交通費、出張手当等含む場合あり。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 2,600~3,380 | 1,995~2,593 | 5,000~6,500 | 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 5,200~7,800 | 3,989~5,984 | 10,000~15,000 | 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | 2,600~3,380 | 1,995~2,593 | 5,000~6,500 | 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | 1,560~2,600 | 1,197~1,995 | 3,000~5,000 | 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | 1,560~2,600 | 1,197~1,995 | 3,000~5,000 | 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 6.法定最低賃金 | <2013年上半期> 16歳以上: 509(グロス) 402(ネット) 16歳未満: 436(グロス) 350(ネット) <2013年下半期> 16歳以上: 531(グロス) 418(ネット) 16歳未満: 456(グロス) 364(ネット) | <2013年上半期> 16歳以上: 390(グロス) 308(ネット) 16歳未満: 335(グロス) 269(ネット) <2013年下半期> 16歳以上: 408(グロス) 321(ネット) 16歳未満: 350(グロス) 280(ネット) | <2013年上半期> 16歳以上: 978.60(グロス) 773.01(ネット) 16歳未満: 839.10(グロス) 673.28(ネット) <2013年下半期> 16歳以上: 1021.50(グロス) 803.68(ネット) 16歳未満: 877.50(グロス) 700.73(ネット) | 出所:労働・社会保障省 公布:2012年12月29日、 発効:2013年1月1日 2012年12月29日付官報No:28512 <上半期> http://www.csgeb.gov.tr/csgebPortal/cgm.portal?page=asgari <下半期> http://www.csgeb.gov.tr/csgebPortal/ShowProperty/WLP%20Repository/cgm/asgariuret/2013_ikinci_alti_ay 月額。 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)の1~3ヵ月相当 | | | 出所:MY Executive Danismanlik A.S. |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:16.5% 被雇用者(本人)負担率:15% 雇用者負担率の内訳: 失業保険:2% 社会保険:14.5% 被雇用者(本人)負担率の内訳: 失業保険:1% 社会保険:14% | | | 出所:労働・社会保障省 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年: 6.3% 2011年: 15.8% 2012年: 10.2% | | | 出所:トルコ公共労働者連合(Turkiye Kamu-Sen) | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 300~600 | 230~460 | 577~1,154 | 出所:TURYAP不動産 ①工業団地名:Gebze-Tuzla(イスタンブール・アジア側) ②税・諸経費の内訳:購入税、売却税ともに2%。不動産業者へのコミッションは売手2%+VAT18%、買手2%+VAT18% 左記の金額は税・諸経費含まず。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 2.00 ~ 4.00 | 1.54~3.07 | 3.85~7.69 | 出所:TURYAP不動産 ①工業団地名:Gebze-Tuzla(イスタンブール・アジア側) ②税・諸経費の内訳:法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%。 個人、協会、基金の場合は源泉課税として年間賃貸料の20%。 上記+手数料が年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃貸人6%+VAT)。 左記の金額は税・諸経費含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 25 ~ 46 | 19~35 | 48~88 | 出所:TURYAP不動産 ①地名:イスタンブール・ヨーロッパ側の *マスラク、**レヴェント地区の平均値。 ②税・諸経費の内訳:法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%。個人、協会、基金の場合は源泉課税として年間賃貸料の20%。 *上記+コミッションが年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃貸人6%+VAT)。 左記の金額は税・諸経費含まず。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | A) * 1,300 **1,820~2,080 B) * 3,000 **4,000~4,500 | A) * 997 ** 1,396~1,596 B) * 2,301 ** 3,069~3,452 | A) * 2,500 ** 3,500~4,000 B) * 5,769 ** 7,692~8,654 | 出所:TURYAP不動産 ①地区名:A)イスタンブール・ヨーロッパ側のエティレル、ウルス地区、B)アルケント地区(エティレル)、 ②住宅の種類:A:24時間警備・フィットネスセンター・テニスコート付きの高級住宅コンプレックス。B:同条件でのアルケント地区。 ③占有面積:A)100m2、B)165 m2 ④手数料:賃借人が年間賃貸料の12%+VAT *家具なし、**家具付き。 家賃のほかに、Aydatといわれる管理費が別途かかり、ある県との場合、月約900-1,000トルコリラ(463-514)。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | *個人向けスタンダードプラン 3分間の通話料:0.23 携帯電話:1.73 **法人向けスタンダードプラン 3分間の通話料:0.20 携帯電話:1.05 | *個人向けスタンダードプラン 3分間の通話料:0.18 携帯電話:1.32 **法人向けスタンダードプラン 3分間の通話料:0.16 携帯電話:0.80 | *個人向けスタンダードプラン 3分間の通話料:0.44 携帯電話:3.32 **法人向けスタンダードプラン 3分間の通話料:0.39 携帯電話:2.01 | 出所:トルコ・テレコム 料金算定方法:VAT(18%)、特別通信税(15%) 含む。 様々なオプション、パッケージがあり、現在は法人向け、個人向け共に 同価格。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 初期設定料:1.56 x 12ヵ月 月額基本料:リミットなし (通信速度8Mbpsまで):33 (通信速度8Mbps):62 (通信速度16Mbpsまで):35 | 初期設定料:1.20 x 12ヵ月 月額基本料:リミットなし (通信速度8Mbpsまで):25 (通信速度8Mbps):47 (通信速度16Mbpsまで):27 | 初期設定料:3 x 12ヵ月 月額基本料:リミットなし (通信速度8Mbpsまで):63 (通信速度8Mbps):119 (通信速度16Mbpsまで):68 | 出所:TTネット(ADSL回線) 料金算定方法:基本料金は付加価値税(18%)、OIV特別通信税(5%) 含む。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 トルコリラ | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|--|--|---|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.095 | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.073 | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.182 | 出所:エネルギー市場規制機構(EPDK) 料金算定方法:別途municipal consumption tax(1%)、Energy fund(1%)、TRT Fund(2%)、Maintenance Fee(金額は配電業者によって異なる)、これらにプラスVAT(18%)が課税される |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.148 | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.113 | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金: 0.284 | 出所:エネルギー市場規制機構(EPDK) 料金算定方法:別途municipal consumption tax(5%)、Energy fund(1%)、TRT Fund(2%)、Maintenance Fee(金額は配電業者によって異なる)、これらにプラスVAT(18%)が課税。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: 4.10 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: 3.15 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: 7.89 | 出所:イスタンブール水道局(ISKI) 料金算定方法:別途VAT軽減税率(8%)が課税。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: * 0.48 ** 0.44 *** 0.40 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: * 0.37 ** 0.34 *** 0.31 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: * 0.915 ** 0.855 *** 0.768 | 出所:イスタンブール・ガス配給会社(IGDAS) 料金算定方法:VAT18%含まず。 ガスの種類:天然ガス *年0-300,000m3を消費する独立顧客への販売価格。 **年300,001-800,000m3以上消費する独立顧客への販売価格。 ***年800,001m3以上消費する独立顧客への販売価格。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)1,150 (2)2,500 (3)3,200 | (1)882 (2)1,918 (3)2,455 | (1)2,211 (2)4,808 (3)6,154 | 出所:アルカス・ロジスティック 工場立地:イスタンブール 最寄り港:クンボート港(イスタンブール) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場(イスタンブール)→クンボート港→横浜港 (2)第3国輸出:工場(イスタンブール)→クンボート港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→クンボート港→工場(イスタンブール) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル = 1,9230 トルコリラ、1ユーロ=2,5067トルコリラ (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 20 | | | 出所:2006年6月13日付26205号官報 法人税法 No.5520 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 35 | | | 出所:財務省 2012年12月31日付官報 No.28514号 15%(年収0~10,700トルコリラ) 20%(年収10,700~26,000トルコリラ) 27%(年収26,000~60,000トルコリラ) 35%(年収60,000トルコリラ以上) |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 18 | | | 出所:財務省歳入局 2007年12月30日付官報第26742号第1条(発効:2007年12月31日) 軽減税率:必需食品、書籍の税率は8%、農業製品の税率は1%、その他1~18%。 |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10、15 | | | 出所:財務省歳入局 日本との租税条約:二重課税防止協定(1994年11月付官報第22110号、発効:1994年12月28日)第11条第2項 金融機関を通じての送金の場合 10%、その他 15%。 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 10、15 | | | 出所:財務省歳入局 日本との租税条約:二重課税防止協定(1994年11月付官報第22110、発効1994年12月) 第10条第2項 資本比率が25%以上:10%、25%以下:15%。 |
| 27.日本へのロイヤルティー送金課税 (最高税率%) | 10 | | | 出所:財務省歳入局 日本との租税条約:二重課税防止協定(1994年11月付官報第22110、発効:1994年12月) 第12条第2項 | |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 エジプト・ポンド | 備考 | |
|--------------------------------|--|---|---|--|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職)(月額) | 171~285 | 131~219 | 1,200~2,000 | 出所: エジプト日本商工会(JBA)による2013年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:25社、対象者数:1,107名)同データは、2012年実績値となり、2013年は平均13.2%増の見込み。基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者)(月額) | 321~1,852 | 246~1,421 | 2,250~13,000 | 出所: エジプト日本商工会による2013年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:25社、対象者数:1,107名)同データは、2012年実績値となり、2013年は平均8.0%増の見込み。基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス)(月額) | 513~2,194 | 393~1,683 | 3,600~15,400 | 出所: エジプト日本商工会による2013年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:25社、対象者数:1,107名)同データは、2012年実績値となり、2013年は平均8.7%増の見込み。基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。月額 |
| | 4.営業職(月額) | 285~1,482 | 219~1,137 | 2,000~10,400 | 出所: エジプト日本商工会による2013年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:25社、対象者数:1,107名)同データは、2012年実績値となり、2013年は平均12.2%増の見込み。基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。 |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額) | 171~861 給与平均: 412 | 131~661 給与平均: 316 | 1,200~6,047 給与平均: 2,894 | 出所: 現地3社のアパレル関連店舗、求人ウェブサイトからの18のサンプル取得結果。基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。 |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額) | 128~ 最低給与平均: 223~ | 98~ 最低給与平均: 171~ | 900~ 最低給与平均: 1,565~ | 出所: 現地2社のレストラン(ホテル)店舗、求人ウェブサイトからの6の最低給与のサンプル取得結果。基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助等含む場合あり。月額 |
| | 6.法定最低賃金 | 法的規定なし | | | |
| | 7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給(月額)0~4.4ヵ月分(平均1.9ヵ月分) | | | 出所: エジプト日本商工会による2013年1月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:25社、対象者数:1,107名)同データは、2012年実績値。 |
| | 8.社会保険負担率 | ●雇用者負担率: 固定給(26%)+変動給(24%) 固定給 月収 EGP 987.50 : 26% 変動給 月収 EGP 987.50 ≤ EGP 1,380.00(最大値) : 24% ※雇用主固定給(26%)負担率の内訳: 年金 : 15% 医療保険 : 4% 労災保険 : 3% 失業保険 : 2% 報酬保障 : 2% ●被雇用者負担率: 固定給(14%)+変動給(11%) 固定給 月収 EGP 987.50 : 14% 変動給 月収 EGP 987.50 ≤ EGP 1,380.00(最大値) : 11% ※雇用者固定給(14%)負担率の内訳: 年金 : 10% 報酬保障 : 3% 医療保険 : 1% | | | 出所: 社会保険庁 (National Organization for Social Insurance) Decree No. 554 of The Year 2007 on The Rules Implementing Social Insurance Law Promulgated by Law No. 79 of The Year 1975 Capital and Trade Magazine Issue 323, 5/3/1996, Social Insurance Contributions and Finance Parties. |
| 9.名目賃金上昇率(2012年度→2013年度→2014年) | 2012年度 : 27.6% 2013年度 : 16.4% 2014年度 : 19.1% | | | 出所: 財務省『財政月報 2013年11月』(The Financial Monthly July 2013)、2014年度は予算から算出された見通し。政府機関職員の賃金上昇率を示す。年度はエジプトの会計年度。2012年度:2011年7月~2012年6月、2013年度:2012年7月~2013年6月、2014年度:2013年7月~2014年6月。 | |
| 地価・事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり) | (1) 7.12~24 (2) 85 (3) 456 (4) 64 (5) 433 (6) 61 (7) 53 | (1) 5.46~18 (2) 66 (3) 350 (4) 49 (5) 332 (6) 46 (7) 40 | (1) 50~165 (2) 600 (3) 3,200 (4) 450 (5) 3,040 (6) 425 (7) 370 | 出所: 産業開発公社、現地不動産会社、民間ディベロッパー (1)産業開発公社(IDA:Industrial Development Authority)管轄の全国指定の全国工業地区(Industrial Zone)の土地価格帯(カイロ以外) (2)6th オクトーバー地区(工業用に認可された土地76,000㎡) (3)ザフラー・マーディー地区(工業用に認可された土地5,000㎡) (4)6th オクトーバー地区 Engineering Square (E Square)工業団地(工業用に認可された土地 5,000~8,000㎡) (5)6th オクトーバー地区 Polaris International Industrial Parks工業団地(工業用に認可された工場建物付き土地 6,580㎡) (6)6th オクトーバー地区 Polaris Al Zamil Industrial Parks工業団地(工業用に認可された土地 20,000㎡以下の単価) (7)6th オクトーバー地区 Al Oura工業団地(工業用に認可された土地、約7,300~8,300㎡、造成・整備中) |
| | 11.工業団地借料(月額)(m2当たり) | (1)0.26 (2)0.52 (3)2.85 (4)4.42 | (1)0.20 (2)0.40 (3)2.19 (4)3.39 | (1)1.83 (2)3.63 (3)20 (4)31 | 出所: 投資フリーゾーン庁(GAFI)、現地不動産会社、民間ディベロッパー (1)9つの公設フリーゾーンの製造業:3.5米ドル/年間(カイロ首都圏内は、ナスル・シティー、メディア・プロダクション・シティーの2箇所、イスマイリア、ダミエッタ、シェベイン・エル・コムは半額) (2)9つの公設フリーゾーンの倉庫・サービス業:7米ドル/年間。年額を月額換算。 (3)ザフラー・マーディー地区(民間、工業用に認可された用地1,205㎡、5,000㎡) (4)6th オクトーバー地区 Polaris International Industrial Parks工業団地(工業用に認可された工場建物付き土地 約6,500㎡) |
| | 12.事務所賃料(月額)(m2当たり) | 3.56~25 | 2.73~19 | 25~175 | 出所: 現地不動産会社 ガーデンシティー、ダウンタウン、ドッキ、ナスルシティー、ニューカイロ、ヘリオポリス、モハンデシオン(商業あるいは事務所認可された不動産市況)の事務所(175~600㎡)。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料(月額) | 1,120~5,000 | 920~3,836 | 8,421~35,097 | 出所: 現地不動産会社 ドッキ、モハンデシオン、ザマレク、マーディー、6th オクトーバー、ヘリオポリス、ニューカイロの住宅(2LDK~5LDK)、150~400㎡。家具付が一般的。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金(日本向け3分間) | (1)1.92 (2)1.50 | (1)1.48 (2)1.15 | (1)13.50 (2)10.50 | 出所: Telecom Egypt (1)8~20時:4.5エジプト・ポンド/1分間×3分間 (2)20~8時:3.5エジプト・ポンド/1分間×3分間 |
| | 15.インターネット接続料金(ブロードバンド) | (1)14 (2)20 (3)31 (4)54 (5)99 (6)193 (7)278 | (1)10 (2)15 (3)24 (4)42 (5)76 (6)148 (7)213 | (1)95 (2)140 (3)220 (4)380 (5)695 (6)1,355 (7)1,950 | 出所: TEDATA ADSL(1ヵ月料金、無制限、各スピード) (1)512kbps(2)1,024kbps(3)2,048kbps(4)4,096kbps (5)8,192kbps(6)16,384kbps(7)24,576kbps |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 エジプト・ポンド | 備考 | |
|------|-------------------------------|--|--|--|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: (3)のみ 1kWh当たり料金: (1)(a)0.039 (0.059) (b)0.036 (c)0.022 (2)(a)0.043 (0.064) (b)0.040 (c)0.026 (3)(a)0.051+1.724 (b)0.047+1.653 (c)0.036+1.581 | 月額基本料: (3)のみ 1kWh当たり料金: (1)(a)0.030 (0.045) (b)0.028 (c)0.017 (2)(a)0.033 (0.049) (b)0.031 (c)0.020 (3)(a)0.039+1.322 (b)0.036+1.268 (c)0.028+1.213 | 月額基本料: (3)のみ 1kWh当たり料金: (1)(a)0.277 (0.416) (b)0.252 (c)0.154 (2)(a)0.300 (0.450) (b)0.286 (c)0.186 (3)(a)0.358+12.10 (b)0.327+11.60 (c)0.255+11.10 | 出所: エジプト電力公益事業・消費者保護規制公社 (Egyptian Electric Utility & Consumer Protection Regulatory Agency) (1) 超高電圧、(2) 高電圧、(3) 中規模電圧。 (a) 鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・銅・石化の産業分野(ピーク時)。 (b) ガラス・陶磁器の産業分野。 (c) a・b以外の産業分野。 ※(3) 中規模電圧: 1kWh当たり料金+月額基本料。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1)0.007 (2)0.016 (3)0.023 (4)0.034 (5)0.056 (6)0.068 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1)0.005 (2)0.012 (3)0.017 (4)0.026 (5)0.043 (6)0.052 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1)0.05 (2)0.11 (3)0.16 (4)0.24 (5)0.39 (6)0.48 | 出所: エジプト電力公益事業・消費者保護規制公社 (Egyptian Electric Utility & Consumer Protection Regulatory Agency) 月額電力消費量別料金。 (1) 50kWh: EGP 2.50/50kWh (0 ≤ 50kWh: EGP 0.05/kWh) (2) 200kWh: EGP 20.50/200kWh (51 ≤ 200kWh: EGP 0.12/kWh) (3) 350kWh: EGP 49.00/350kWh (201 ≤ 350kWh: EGP 0.19/kWh) (4) 650kWh: EGP 136.00/650kWh (351 ≤ 650kWh: EGP 0.29/kWh) (5) 1,000kWh: EGP 321.50/1,000kWh (651 ≤ 1,000kWh: EGP 0.53/kWh) (6) 2,000kWh: EGP 991.50/2,000kWh (1,000kWh < : EGP 0.67/kWh) |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.34 (2)0.25 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.26 (2)0.19 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)2.36 (2)1.77 | 出所: エジプト上下水道公社 (Holding Company for Water and Waste Water: HCWW) (1) 上水料金 (2) 下水料金 工業・商業用水道料金。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.114 (2)0.047 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.087 (2)0.036 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.798 (2)0.332 | 出所: 石油省 (1) 高エネ産業分野: 3.00USD/MBTU。 (2) (1)以外の産業分野: 1.25USD/MBTU 料金単位: 英熱量 (BTU) の100万BTU当りの米ドル (100万BTUは、26.4m ³ のガスと同等でこれに基づき料金を算出)。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | (1)1,300 (2)950 (3)3,700 | (1)997 (2)729 (3)2,838 | (1)9,125 (2)6,668 (3)25,972 | 出所: 日系通関企業 工場立地: カイロ首都圏内 最寄り港: アレキサンドリア港 第3国仕向け港: アントウェルペン港(ベルギー) (1) 対日輸出: 工場立地(カイロ)→アレキサンドリア港→横浜港(42日間) (2) 第3国輸出: 工場立地(カイロ)→アレキサンドリア港→アントウェルペン港(9日間) (3) 対日輸入: 横浜港→アレキサンドリア港→工場立地(カイロ)(42日間) |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=7.0194、1ユーロ=9.1501 (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 20 石油及び天然ガスの探鉱・生産会社: 40.55 公的機関は別途異なる税率 | | | 出所: 2005年法第91号所得税法 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | (1)10 (2)15 (3)20 (4)25 | | | 出所: 2005年法第91号所得税法(給与税に相当) 年収5,000エジプト・ポンド以下は免除。 (1) 5,000~20,000エジプト・ポンド (2) 20,000~40,000エジプト・ポンド (3) 40,000~10,000,000エジプト・ポンド (4) 10,000,000エジプト・ポンド超(2011年に追加) |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 10 | | | 出所: 1980年法第11号消費税法 原則として10%。 商品又はサービスの種類により税率異なる場合あり。 サービスの税率は、5%~10%。 名称: 消費税 標準税率: 10% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 20 | | | 出所: 2005年法第91号所得税法 (日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金。 租税条約未締結国も同様の20%の源泉徴収。 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 免除 | | | 出所: 2005年法第91号所得税法 |
| | 27.日本へのロイヤルティー送金課税 (最高税率%) | 15 | | | 出所: 2005年法第91号所得税法 (日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金。 租税条約未締結国は20%の源泉徴収。 |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 モロッコディルハム | 備考 | |
|----------------------------------|-----------------------------|---|-------------------|--------------|--|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 273~762 | 209~585 | 2,333~6,506 | 出所:法定最低賃金の月額換算及びアトランティック・フリー・ゾーン工業団地資料資料 月額。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 762~1,755 | 585~1,347 | 6,506~14,982 | 出所:アトランティック・フリー・ゾーン工業団地資料 月額。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,003~3,287 | 770~2,522 | 8,564~28,052 | 出所:アトランティック・フリー・ゾーン工業団地資料 月額。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a | n.a | n.a | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | n.a | n.a | n.a | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | n.a | n.a | n.a | |
| | 6.法定最低賃金 | 1.43 | 1.10 | 12.24 | 改定日:2012年7月1日 月額:約2333ディルハム(モロッコ労働法が定める「通常の労働時間(年間2,288時間)」を基に計算) |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)約1ヵ月相当 | | | 出所:現地日系企業聞き取り調査(平成24年度調査結果) |
| | 8.社会保険負担率 | 雇用者負担率:18.50% 被雇用者負担率:6.29% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.00% 医療保険:3.50% 年金:7.93% その他:7.07% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.00% 医療保険:2.00% 年金:3.96% その他:0.33% | | | 出所:モロッコ社会保険公庫 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | n.a | | | | |
| 地価・ 事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 29.29~93.75 | 22.47~71.92 | 250~800 | 出所:仏企業振興機構(UBIFRANCE)資料、カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 工業団地名:ベッレシド、ウレドサレハ、モハマメディア 税・諸経費の内訳:税・諸経費含まず。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 0.64~0.76 | 0.49~0.58 | 5.5~6.5 | 出所:カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 工業団地名:ウレドサレハ 税・諸経費の内訳:税・諸経費含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 8.20~22 | 6.29~17 | 70~190 | 出所:カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 地区名:ゼルクトウニ通り、ラシーヌ通りなど 占有面積:n.a. 税・諸経費の内訳:税・管理費含む。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 645~4,102 | 494~3,147 | 5,500~35,000 | 出所:モロッコ不動産会社サイト 地区名:ゴティエ、ガンディ、ブルゴーニユなど 住宅の種類:3LDKマンション 占有面積:約150m2 駐車場 税・管理費含む。 敷金1~2ヵ月分。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1.96 | 1.51 | 17 | 出所:モロッコテレコム 料金算定方法:業務用スタンダードプラン(1分当たり5.60ディルハム)を3分換算 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 12 | 8.9 | 99 | 出所:モロッコテレコム 料金算定方法:業務用インターネットADSLスタンダードプラン2MB、月額。 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 モロッコディルハム | 備考 |
|------|------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|---|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.15~0.22 | 月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.11~0.17 | 月額基本料:0 1kWh当たり料金: 1.28~1.89 | 出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 料金算定方法:産業・農業用プラン、税抜き価格にVAT(14%)を加算。 1kWh当たり料金の最小値は下限設定ありで1~100kWh使用の場合、最大値は下限設定なしで501kWh以上使用の場合。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.11~0.21 | 月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.08~0.16 | 月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.96~1.87 | 出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 料金算定方法:一般家庭用プラン、税抜き価格にVAT(14%)を加算。 1kWh当たり料金の最小値は下限設定ありで1~100kWh使用の場合、最大値は下限設定なしで501kWh以上使用の場合。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:2 1m3当たり料金: 1.02 | 月額基本料:1.53 1m3当たり料金: 0.78 | 月額基本料:17.12 1m3当たり料金: 8.7 | 出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 料金算定方法:産業用プラン、税抜き価格にVAT(7%)を加算。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料:0 1m3当たり料金: 0.77 | 月額基本料:0 1m3当たり料金: 0.59 | 月額基本料:0 1m3当たり料金: 6.6 | 出所:カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)資料 料金算定方法:12kg当たりの価格。 ブタンガス(都市ガスなし)。 |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=8.5328、1ユーロ=11.1230 (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | 30 | | | 出所:モロッコ経済・財政省「2012年度租税一般規定」 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | 年収30,000ディルハム以下:免除 年収30,001~50,000ディルハム:10% 年収50,001~60,000ディルハム:20% 年収60,001~80,000ディルハム:30% 年収80,001~180,000ディルハム:34% 年収180,001ディルハム以上:38% | | | 出所:モロッコ経済・財政省「2012年度租税一般規定」 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | 20 | | | 出所:モロッコ経済・財政省「2012年度租税一般規定」 国税 軽減税率: 上下水道サービス、医薬品など:7% 飲食・ホテル業、観光業、銀行・為替業務など:10% 運輸・交通事業、保険サービスなど:14% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | 10 | | | 出所:大手会計事務所資料 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | 15 | | | 出所:大手会計事務所資料 |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | 10 | | | 出所:大手会計事務所資料 |

| | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ディナール | 備考 | |
|----------------------------------|--|---|---------------|---|---|
| 賃金 | 1.ワーカー(一般工職) (月額) | 181~455 | 139~350 | 301~756 | 出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 月額。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 2.エンジニア(中堅技術者) (月額) | 651~1,303 | 500~1,000 | 1,080~2,161 | 出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 月額。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 3.中間管理職(課長クラス) (月額) | 1,303~ | 1,000~ | 2,161~ | 出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 月額。 基本給、社会保障(雇用者負担分)含む。 |
| | 4.営業職 (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額) | n.a. | n.a. | n.a. | |
| | 6.法定最低賃金 | 0.87 | 0.67 | 1.451 | 出所:チュニジア社会問題省 改定日:2012年9月20日 月額:301.808ディナール 週48時間労働の場合 ※交通手当(16.112ディナール)は別途 |
| | 7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与) | 給与(月額)約1ヵ月相当 | | | 出所:現地日系企業聞き取り調査(平成24年度調査結果) |
| | 8.社会保険負担率 | 事業主負担率:16.97%~20.57% 従業員(本人)負担率:9.18% ■事業主負担率の内訳: 社会保障:13%(うち健康保険基礎分:3.43%) 健康保険追加分:0.57% 年金:2.50% 加算税:0.5% その他:職業病保険0.4~4%(企業の部門次第) ■従業員(本人)負担率の内訳: 社会保障:5%(うち健康保険基礎分:1.32%) 健康保険追加分:1.43% 年金:2.75% | | | 出所:チュニジア公的社会保障基金(CNSS)、仏企業振興会(UBIFRANCE)資料 |
| 9.名目賃金上昇率 (2010年→2011年→2012年) | 2010年:1.58%、1.57%、1.52%、1.12% 2011年:1.23%、1.64%、1.27%、2.09% 2012年:2.23%、1.27%、1.2%、1.33% | | | 出所:チュニジア国立統計局(INS) 民間非農業部門における平均賃金の上昇率(四半期ごと、前期比)。 | |
| 地価・ 事務所賃料等 | 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり) | 15~42 | 11~32 | 25~70 | 出所:チュニジア産業・イノベーション振興庁(API)、チュニジア工業用地庁(AFI) 工業団地名:カイルアン、ミヒラ 税・諸経費含まず。 |
| | 11.工業団地借料(月額) (m2当たり) | 0.32~0.54 | 0.25~0.42 | 0.54~0.90 | 出所:チュニジア産業・イノベーション振興庁(API) 工業団地名:ザルジス、ビゼルト 税・諸経費含まず。 |
| | 12.事務所賃料(月額) (m2当たり) | 6.03~16 | 4.62~12 | 10~27 | 出所:チュニジア不動産会社サイト 地区名:空港、ベルジュ・デュ・ラック、アリアナ 占有面積:60~550m2 税・管理費含む。 |
| | 13.駐在員用住宅借上料 (月額) | 814~2,291 | 624~1,452 | 1,350~3,800 | 出所:チュニジア不動産会社サイト 地区名:ラ・マルサ、ベルジュ・デュ・ラック 住宅の種類:3LDKマンション 占有面積:120~190m2 税・管理費含む。 敷金1~2ヵ月分。 |
| 通信費 | 14.国際通話料金 (日本向け3分間) | 1 | 0.8 | 1.8 | 出所:チュニジアテレコム 料金算定方法:1分当たり0.600ディナールを3分換算。 |
| | 15.インターネット接続料金 (ブロードバンド) | 9 | 6.9 | 15 | 出所:チュニジアテレコム 料金算定方法:ADSL、2MB、月額 |

| | | 米ドル | ユーロ | 現地通貨 ディナール | 備考 |
|------|------------------------------|---|---|---|--|
| 電気料金 | 16.業務用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:3.20 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料:2.45 1kWh当たり料金: 0.10 | 月額基本料:5.31 1kWh当たり料金: 0.22 | 出所:チュニジア電力・ガス公社(STEG) 料金算定方法:業務用高圧4料金体制プラン 1kWh当たり料金はピーク時の場合、税抜き価格にVAT(18%)を加算。 |
| | 17.一般用電気料金 (kWh当たり) | 月額基本料:0.21 1kWh当たり料金: 0.09 | 月額基本料:0.16 1kWh当たり料金: 0.06 | 月額基本料:0.35 1kWh当たり料金: 0.15 | 出所:チュニジア電力・ガス公社(STEG) 料金算定方法:一般用低圧2 kVA以上普通プラン、1kWh当たり料金はピーク時、1ヵ月あたり電力消費量1~300 kWhの場合、税抜き価格に月額基本料の場合VAT(18%)、1kWh当たり料金の場合VAT(12%)を加算。 |
| 水道料金 | 18.業務用水道料金 (m3当たり) | 月額基本料:65 1m3当たり料金: 0.78 | 月額基本料:50 1m3当たり料金: 0.60 | 月額基本料:108 1m3当たり料金: 1.30 | 出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 料金算定方法:料金算定方法:月額基本料はメーター口径150mmの場合、月額基本料の3ヵ月料金を月額換算、1m3当たり料金は3ヵ月間の使用量が501m3以上の場合、税抜き価格にVAT(18%)を加算。 |
| ガス料金 | 19.業務用ガス料金 (m3当たり) | 月額基本料: 213(固定)+0.28 (従量:テルミ当たり /1時間) 1m3当たり料金: 0.018 | 月額基本料: 163(固定)+0.21 (従量:テルミ当たり /1時間) 1m3当たり料金: 0.013 | 月額基本料: 354(固定)+0.47 (従量:テルミ当たり /1時間) 1テルミ当たり料金: 0.03 | 出所:チュニジア電力・ガス公社(STEG) 料金算定方法:月使用量2,000万テルミの業務用高圧プラン、税抜き価格にVAT(18%)を加算。 天然ガス |
| 輸送 | 20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) | | n.a. | | |
| 為替 | 21.為替レート | 1米ドル=1.6583, 1ユーロ= 2.1617 (2013年7月1日付) | | | |
| 税制 | 22.法人所得税 (表面税率%) | | 30 | | 出所:チュニジア財務省 |
| | 23.個人所得税 (最高税率%) | | | | 出所:チュニジア財務省 |
| | 24.付加価値税(VAT) (標準税率%) | | 18 | | 出所:チュニジア財務省 国税 軽減税率: ヒトや農産物の輸送、缶詰、医療活動、医薬品など:6% 情報機器、情報サービス、ホテル・外食、農機、農業向け低圧・中圧電力、一般向け低圧電力、燃料の一部、農産品・水産品を除く貨物輸送:12% |
| | 25.日本への利子送金課税 (最高税率%) | | 20 | | 出所:大手会計事務所資料 |
| | 26.日本へ配当送金課税 (最高税率%) | | 0 | | 出所:大手会計事務所資料 |
| | 27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%) | | 15 | | 出所:大手会計事務所資料 |

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：投資関連コスト比較調査

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

| | | |
|-----|--------------------------------|--------|
| ご所属 | <input type="checkbox"/> 企業・団体 | 会社・団体名 |
| | | 部署名 |
| | <input type="checkbox"/> 個人 | |

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載